

第 2 期計画の基本的な考え方等について（案）

第 1 章 第 2 期枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定について P. 1

1. 枚方市子ども・子育て支援事業計画の性格と期間
2. 計画の策定体制

第 2 章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況 P. 4

1. 人口・世帯の状況
2. 行政サービス等の状況
3. ニーズ調査からみた子どもの状況と子育て家庭の実態

第 3 章 第 1 期計画における取り組みの評価と今後の課題 P. 50

1. 第 1 期計画における取り組みの評価
2. 第 2 期計画において認識すべき主な課題

第 4 章 計画の基本的な考え方 P. 53

1. 計画の実現主体
2. 基本理念
3. 基本方向と施策目標
4. 計画の体系

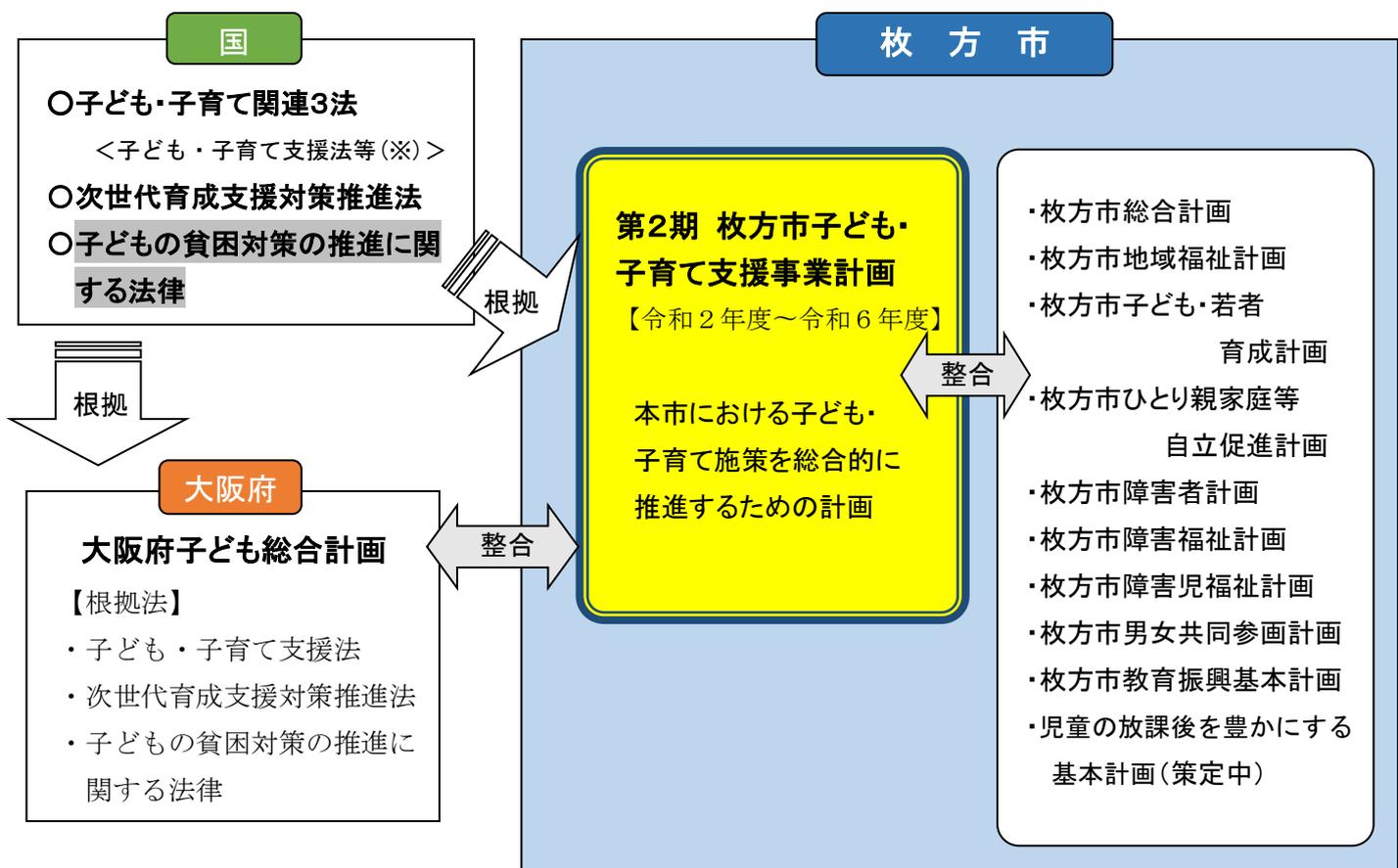
第1章 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 枚方市子ども・子育て支援事業計画の性格と期間

本計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象とし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としており、「大阪府子ども総合計画」との整合を図るとともに、「枚方市総合計画」や「枚方市地域福祉計画」のほか、他の関連計画とも整合を図りながら、子ども・子育て支援策を定めるものです。

この度、現計画（第1期計画：計画期間 平成27年度～平成31年度）が終期を迎えることから、第2期計画（計画期間 令和2年度～令和6年度）を策定します。

なお、本計画については、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付けるとともに、子どもの貧困が社会問題となるなか、第2期計画から、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画として策定します。



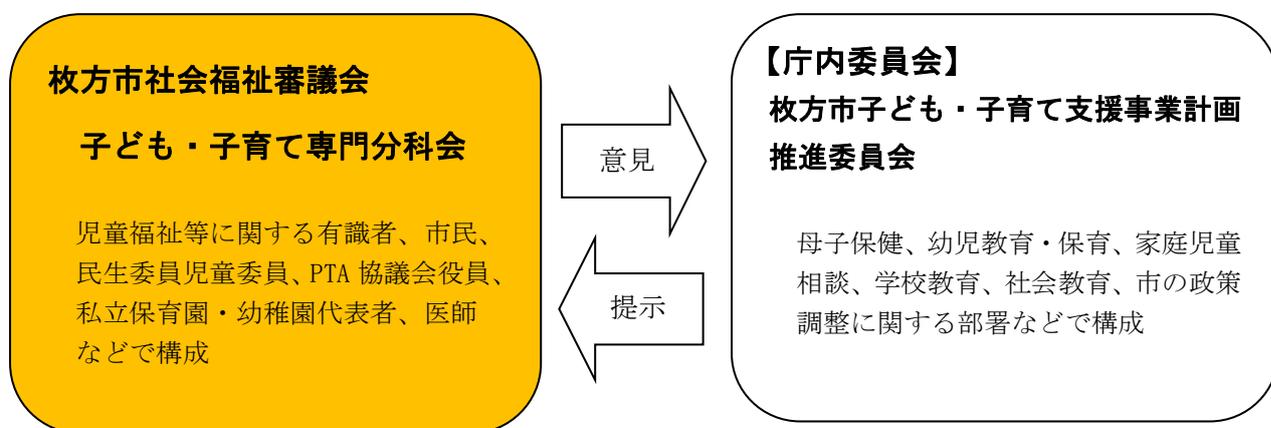
※○子ども・子育て支援法
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2. 計画の策定体制

(1) 社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会による審議

第2期計画の策定にあたっては、「枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）第9条第3号」及び「枚方市社会福祉審議会規則（平成26年枚方市規則第26号）第2条第2項第4号」に基づき、「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問し、審議いただいています。

また、本市庁内の検討体制として、「枚方市子ども・子育て支援事業計画推進委員会」を設置しており、子ども・子育て専門分科会に対し、計画策定に必要な調査結果等を提示し、ご意見をいただきながら策定作業を進めています。



(2) ニーズ調査の実施

第2期計画の策定にあたり、子ども・子育て施策の必要量や施策に対する意向を把握するため、就学前児童・小学校児童・幼稚園児の保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、審議に活用しています。

【調査対象】

- ・就学前児童(0歳～5歳)の保護者及び小学生(1年生～6年生)の保護者
- ・公私立の幼稚園児(満3歳～5歳)の保護者

【回収結果】

区分	調査件数	有効回収数	有効回収率	調査期間
就学前児童	3,000件	1,831件	61.0%	平成31年1月9日～1月29日 (郵送による配布・回収)
小学生	3,000件	1,760件	58.7%	平成31年1月11日～1月31日 (郵送による配布・回収)
幼稚園児	2,017件	1,290件	64.0%	平成31年1月10日～1月29日 (幼稚園を通じ配布・郵送による回収)

(3) 市民説明会等の実施

第2期計画策定にあたり、子ども・子育て専門分科会での審議過程において、計画素案に対し市民からご意見を伺うため、公共施設に設置する意見箱や市ホームページを活用したインターネットによるご意見聴取のほか、市内4カ所において、市民意見聴取会を実施します。

【公共施設に設置する意見箱やインターネットアンケートによるご意見聴取】

・実施時期 令和元年11月下旬～12月中旬

・実施方法

市ホームページ専用フォームへの入力

郵送、FAX、電子メールによる受付

支所及び各公共施設等に設置する意見回収箱への投函

【市民意見聴取会】

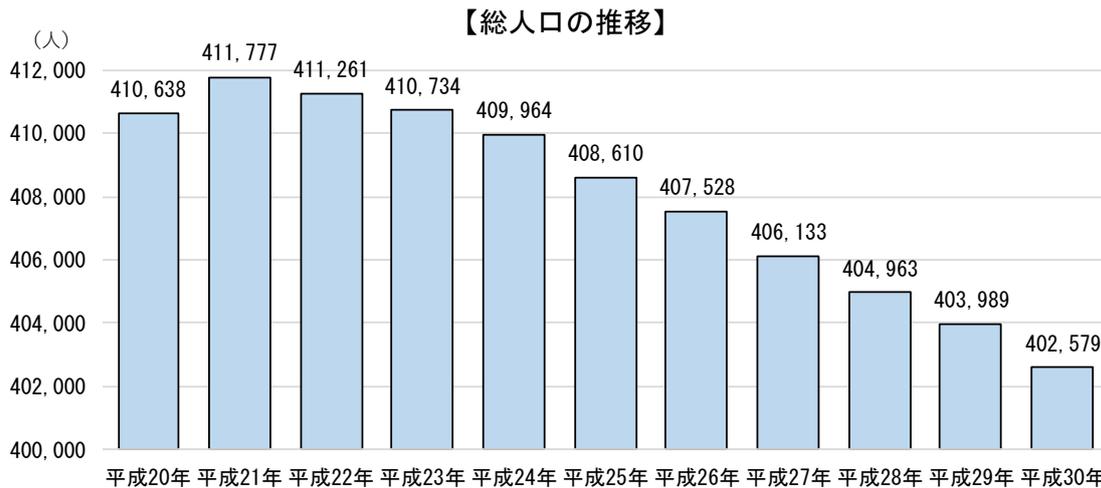
令和元年12月上旬に、市内4カ所(南部、中部、東部、北部)において開催予定。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況

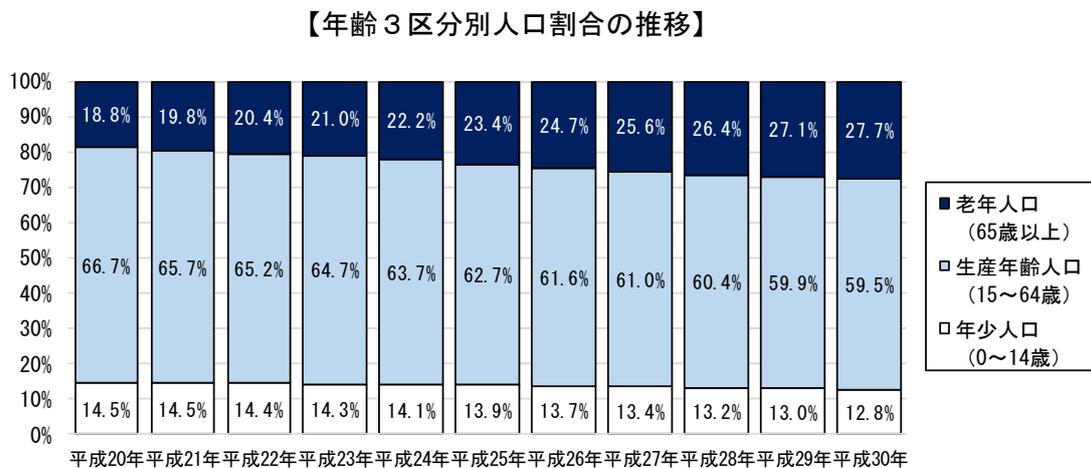
(1) 総人口の推移

本市における人口の推移をみると、総人口は平成21年をピークに減少傾向にあり、平成30年12月末日現在で402,579人となっています。



資料:住民基本台帳(各年12月末日現在)

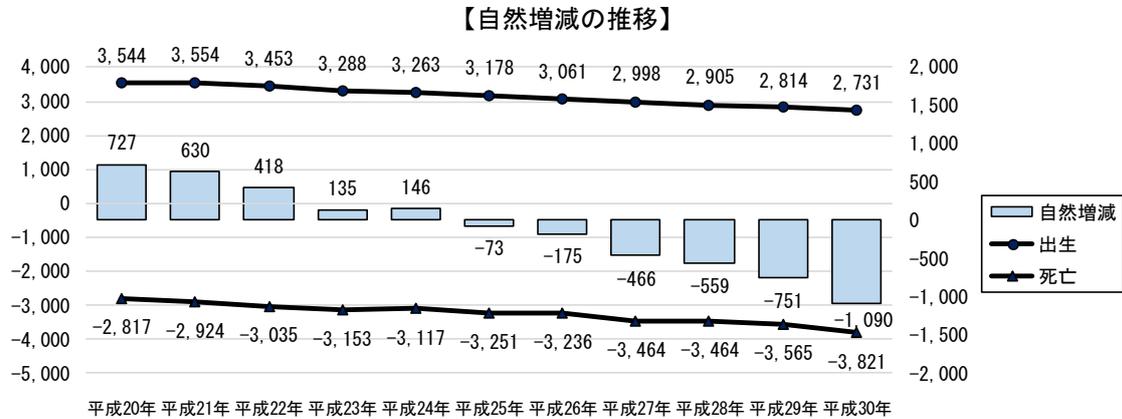
本市の年齢3区分別の人口割合の推移をみると、年少人口(0~14歳)や生産年齢人口(15~64歳)はおおむね減少傾向にあるのに対して、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進展しています。



資料:枚方市統計書等(各年10月1日現在)

(2) 自然増減の推移

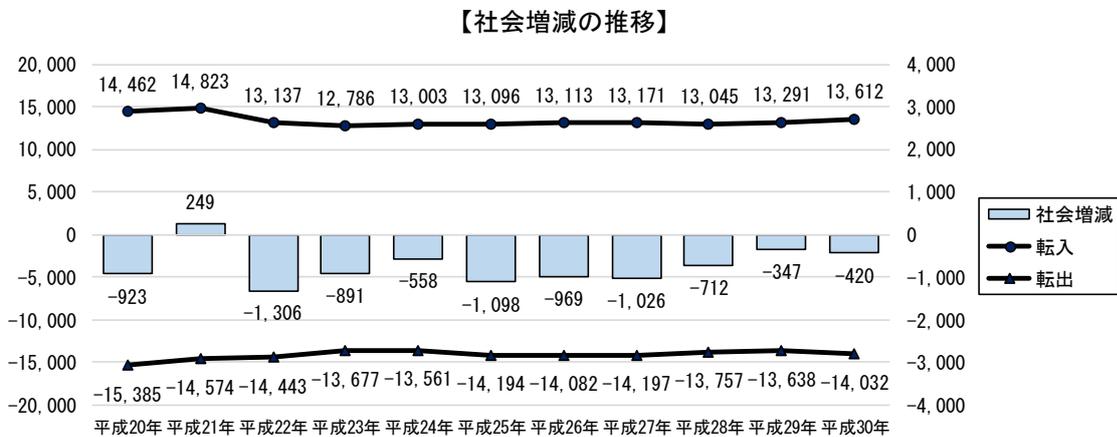
本市における出生と死亡による自然増減については、平成24年までは出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、平成25年以降、死亡数が出生数を上回り、平成30年では1,090人の自然減となっています。



資料: 枚方市統計書等

(3) 社会増減の推移

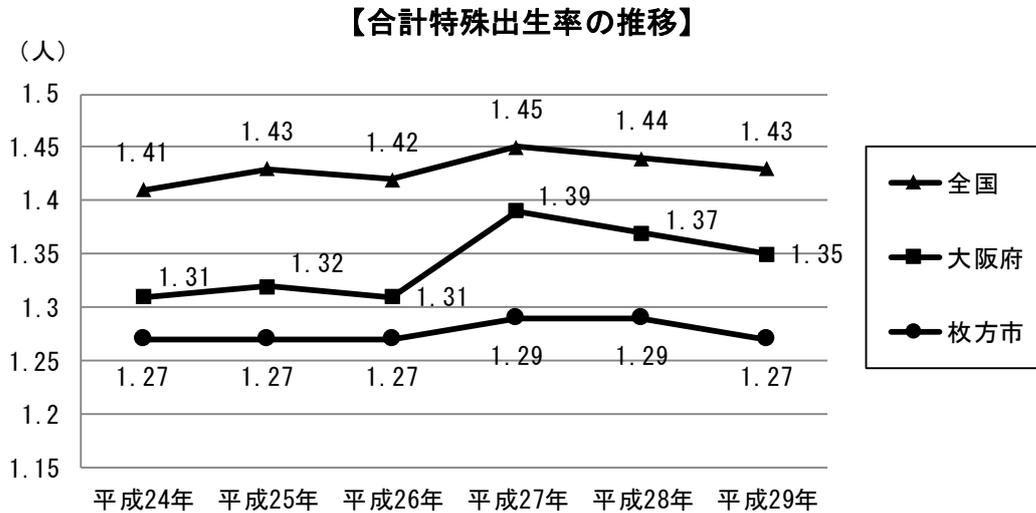
本市における転入と転出による社会増減については、平成22年以降、転出数が転入数を上回る社会減の傾向が続いており、平成30年では420人の社会減となっています。



資料: 枚方市統計書等

(4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成27年に増加しましたが、平成29年には1.27となり、減少しました。大阪府の1.35よりも0.08ポイント、全国の1.43よりも0.16ポイント低く、人口増減の分岐点である2.07を大きく下回っています。



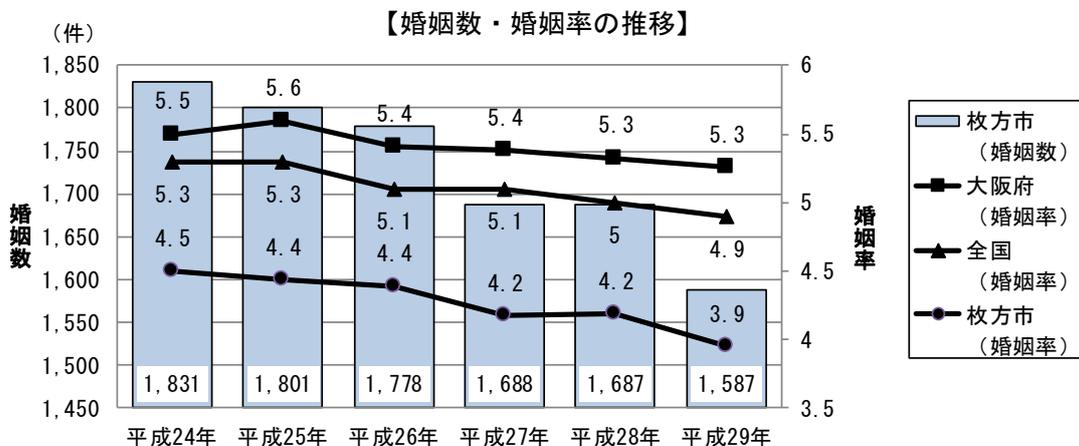
資料:大阪府、全国は人口動態統計

枚方市は人口動態統計、枚方市性別年齢別人口表(10月1日現在)より作成

注記:合計特殊出生率とは、15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

(5) 婚姻数(率)の推移

本市の婚姻数及び婚姻率をみると、いずれも減少傾向にあり、平成29年の婚姻数は1,587人、婚姻率は3.9となっています。婚姻率は大阪府の5.3よりも1.4ポイント、全国の4.9よりも1ポイント下回っています。



資料:人口動態統計

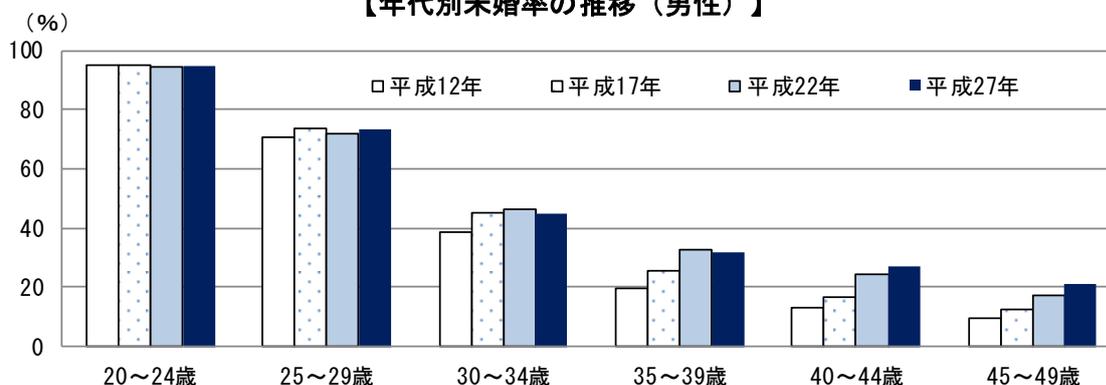
注記:婚姻率とは、人口1,000人あたりの婚姻数の割合

(6) 未婚率の推移

本市の年齢5歳階級別未婚率の推移をみると、男性では35歳以降、女性では全ての年齢層で上昇傾向にあります。特に、女性では、35～39歳の差が最も大きく、平成12年と平成27年を比べると、12.7ポイント上昇しています。

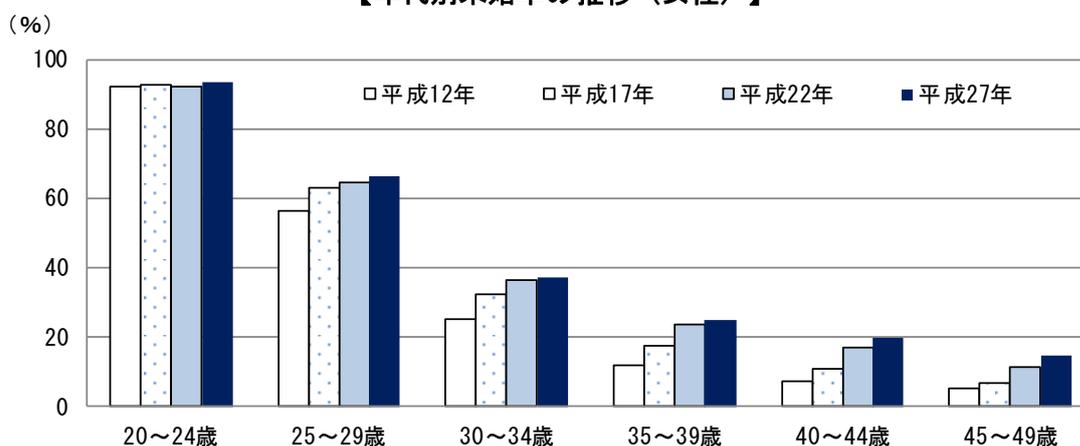
こうしたことから、晩婚化や結婚をしない傾向がうかがえ、少子化の進行にもつながっていると考えられます。

【年代別未婚率の推移（男性）】



平成12年	95.1	70.5	38.4	19.6	13.3	9.7
平成17年	95.1	73.6	45.2	25.5	16.9	12.6
平成22年	94.2	71.9	46.2	32.9	24.3	17.4
平成27年	94.5	73.5	44.9	31.9	27.0	21.2

【年代別未婚率の推移（女性）】



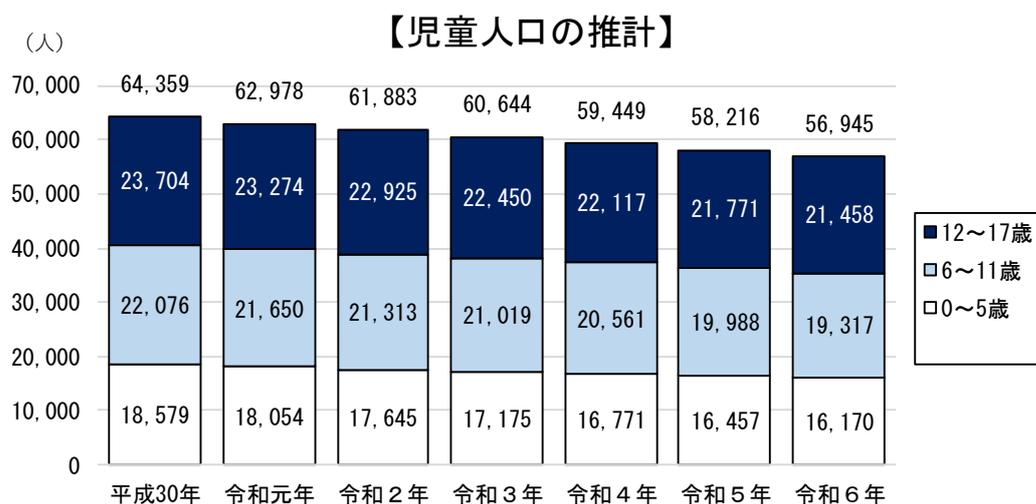
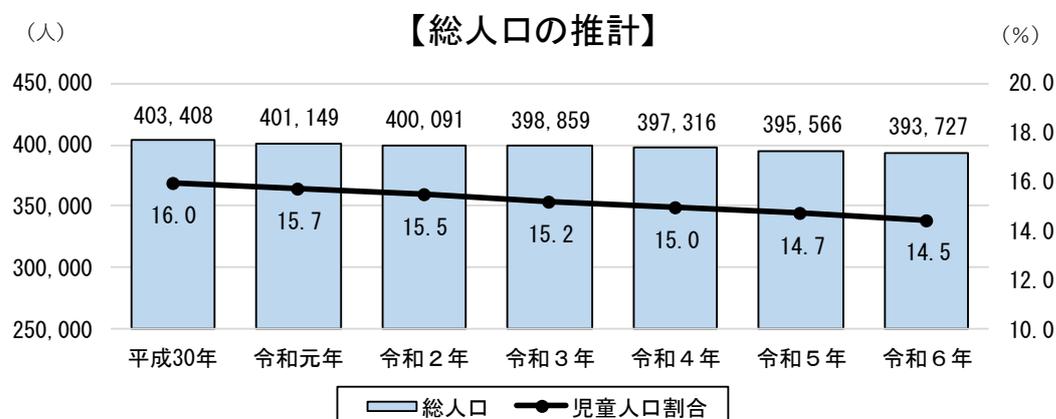
平成12年	91.9	56.2	25.1	11.9	7.3	5.1
平成17年	92.6	63.2	32.5	17.6	10.7	6.9
平成22年	92.0	64.5	36.3	23.8	17.1	11.1
平成27年	93.4	66.5	36.9	24.6	19.7	14.6

資料: 国勢調査

注記: 年代別未婚率とは、各年代における総人数に対する未婚人数の割合

(7) 人口・児童数の将来予測

本市の人口や児童数の将来推計をみると、引き続き、人口は緩やかに減少する見込みです。また、児童人口(18歳未満)の推計をみても、今後、緩やかな減少が続く見込みとなっています。



資料:枚方市人口推計調査報告書

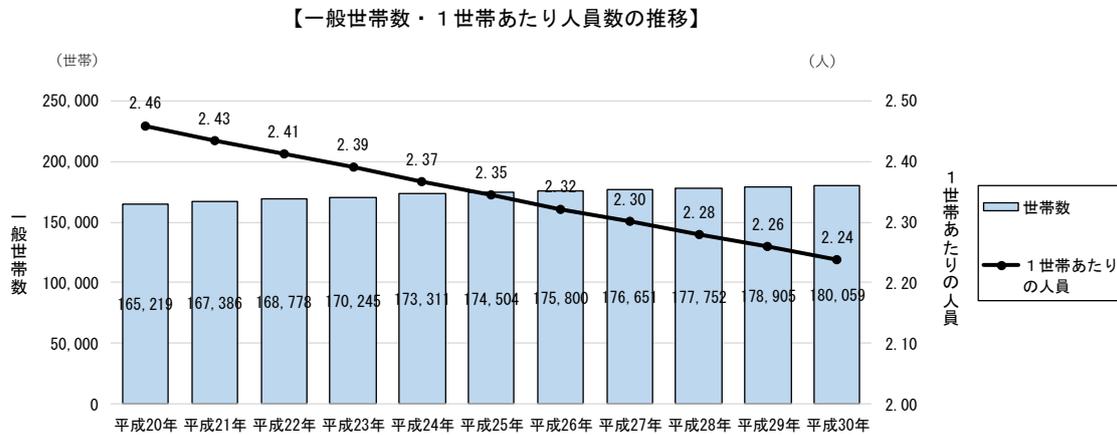
(平成30年は実績、令和元年以降は推計)

(8) 世帯の状況

①世帯の推移

本市の世帯数は、人口が減少している中であっても増加傾向にあり、平成 27 年には 167,201 世帯と平成7年と比較して2万 7 千世帯以上の増加となっています。

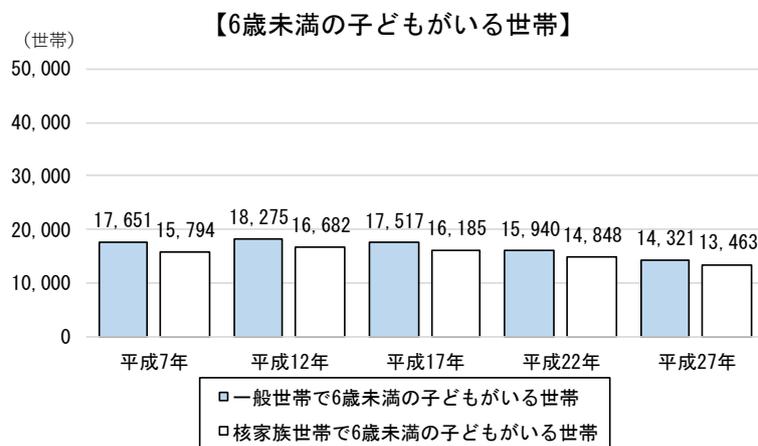
一方、1世帯あたりの人員は、年々減少傾向にあり、平成7年の 2.83 人から平成 27 年には 2.37 人と 0.46 人減少し、家族の少人数化が進んでいます。



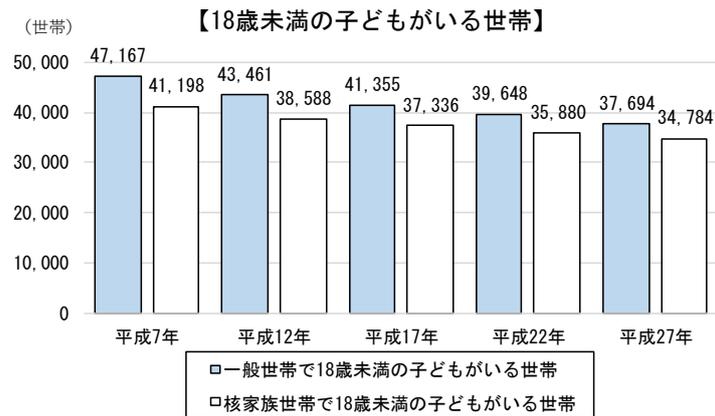
資料: 枚方市統計書

②6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯の推移

一般世帯で6歳未満の子どもがいる世帯数は、平成 12 年以降、減少傾向にあり、平成 27 年には 14,321 世帯となっています。また、核家族世帯でも同様の傾向となっています。



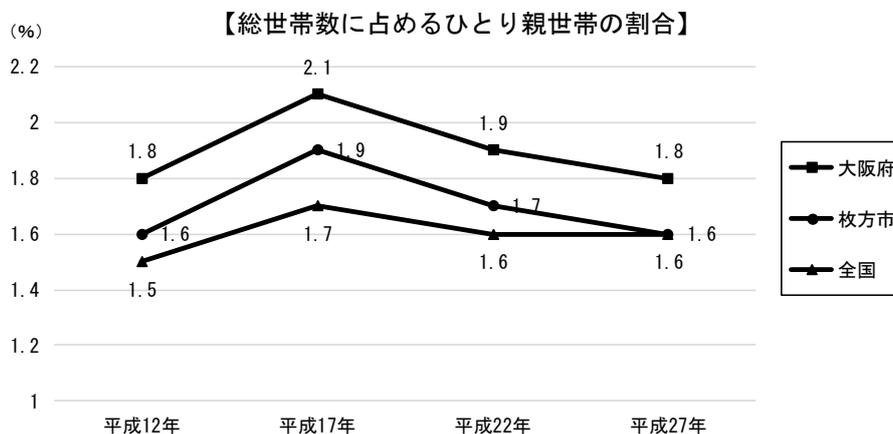
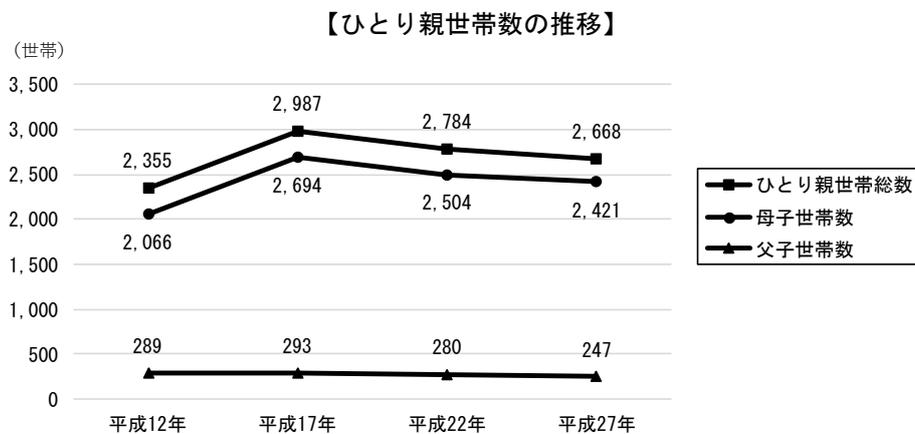
一般世帯で18歳未満の子どものいる世帯数は、平成7年の47,167世帯から平成27年には37,694世帯と、大きく減少しています。また、核家族世帯でも同様の傾向となっています。



資料：国勢調査

③ひとり親家庭の推移

ひとり親世帯の数は、緩やかな減少傾向にあります。また、総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、平成22年までは大阪府、枚方市ともに、全国よりも高い割合になっていましたが、平成27年は、枚方市においては、全国と同じ割合となりました。



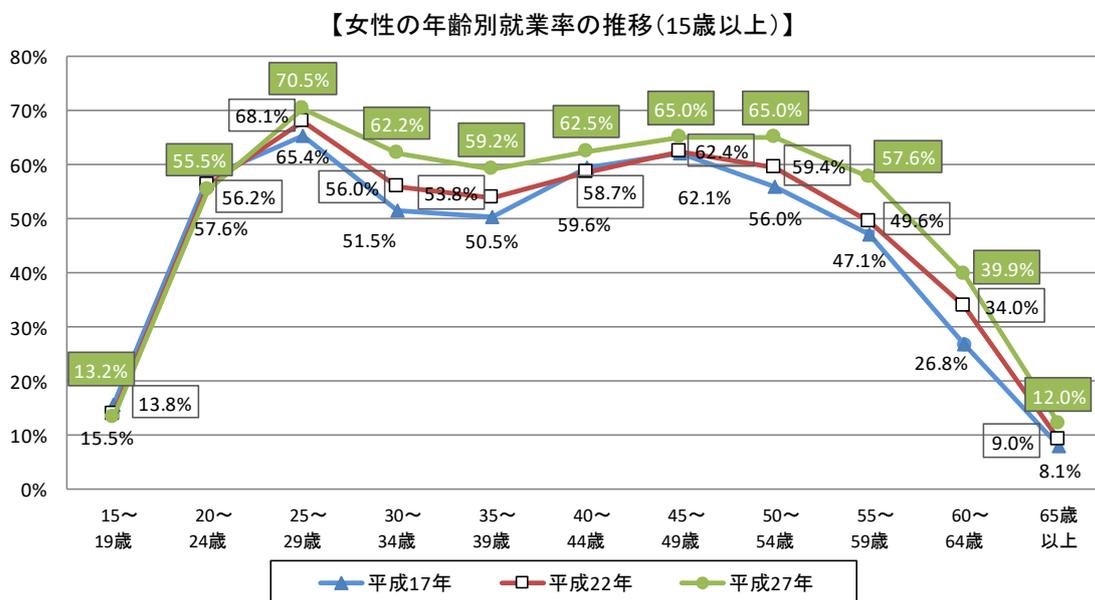
資料：国勢調査

(9) 就労の状況

①女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢5歳階級別就業率をみると、15～19歳及び20～24歳を除くと、どの年齢層も上昇傾向にあり、女性の就業が進んでいます。

また、晩婚化の進行や出産・育児にかかわる年齢層で離職が減少していることなどが影響し、いわゆるM字型カーブの傾向が緩やかになっています。

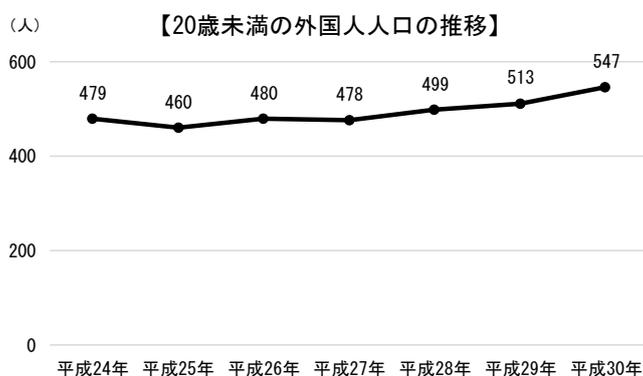


資料：国勢調査

注記：就業率とは、15歳以上人口に占める就業人口の割合

(10) 20歳未満の外国人人口

本市の20歳未満の外国人の人口は、平成30年現在で547人となっており、総人口が減少している中でも、増加傾向が続いています。



資料：住民基本台帳

2. 行政サービス等の状況

(1) 相談事業の状況

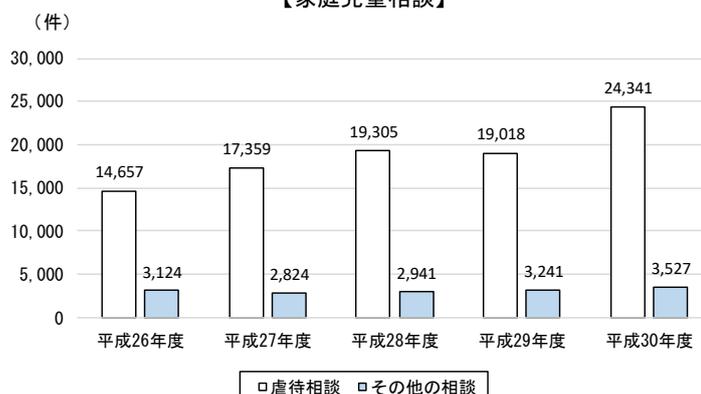
①家庭児童相談

子ども総合相談センターでは、子育て、親子関係、友達関係のことなど18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じており、子どもや親への面接のほか、遊戯療法や心理テストなどを行っています。また、児童虐待防止に向けた家庭への支援なども行っています。家庭児童相談の延べ件数は年々増加しており、平成30年度には27,868件と大きく増加しています。

【家庭児童相談延べ件数】

	虐待	養護 その他	言語 発達	知的障害 相談	自閉症等 相談	障害 その他	非行	性格行動	不登校	育成 その他	その他	合計
平成26年度	14,657	40	365	174	241	10	13	1,704	373	150	54	17,781
平成27年度	17,359	54	214	156	287	42	2	1,635	223	145	66	20,183
平成28年度	19,305	27	175	136	249	11	11	1,756	302	179	95	22,246
平成29年度	19,018	24	118	94	227	25	19	2,137	419	146	32	22,259
平成30年度	24,341	33	72	64	298	11	27	2,396	493	93	40	27,868

【家庭児童相談】

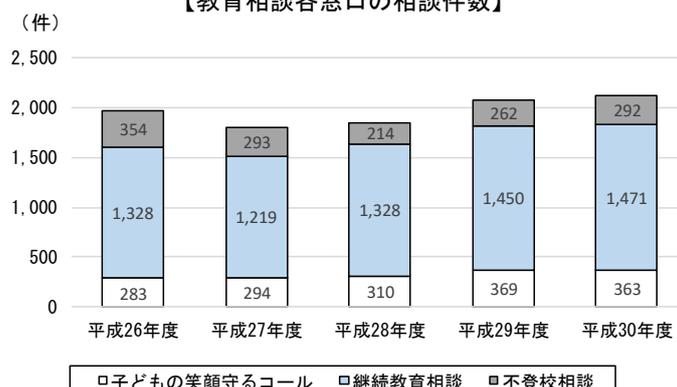


資料：子ども青少年部

②教育相談

教育文化センターにおいて、保護者や児童・生徒、教職員等からの、教育や学校生活上の問題に関して電話や面談による相談を受け、アドバイスを行っています。また、相談者の依頼に応じて、面談による継続的なカウンセリングも実施しています。

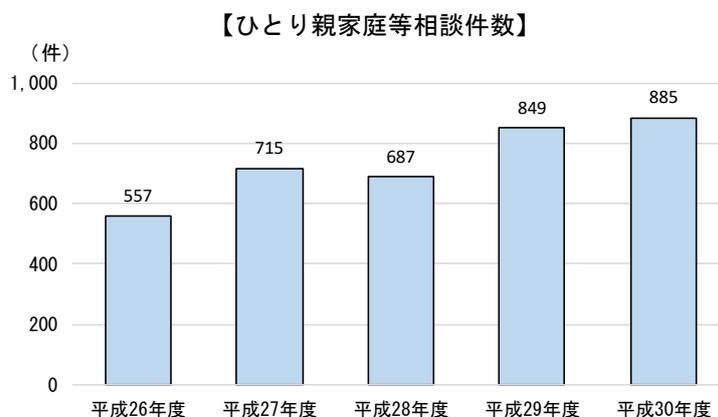
【教育相談各窓口の相談件数】



資料：教育委員会

③ひとり親家庭等相談

ひとり親家庭等などに対して、生活の安定、自立のために、福祉資金の貸付、就労支援など、各種施策の活用についての相談に、母子父子自立支援員が応じています。相談件数は平成30年度で885件であり、増加傾向にあります。

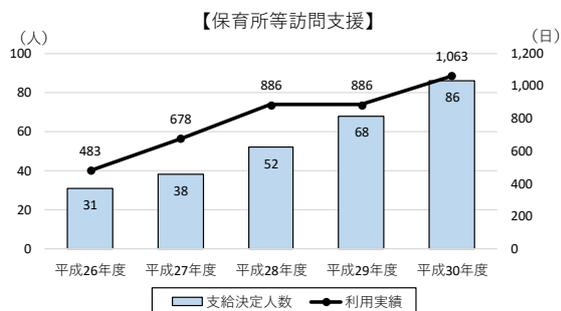
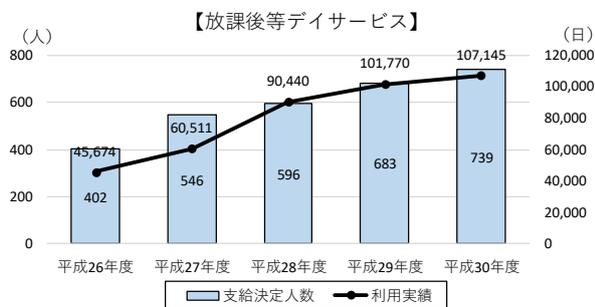
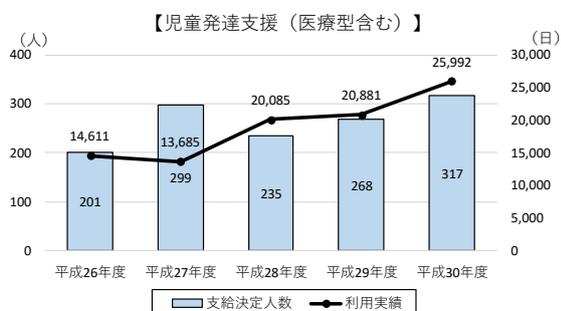


資料：子ども青少年部

(2) 障害児支援の状況

①障害児支援サービス

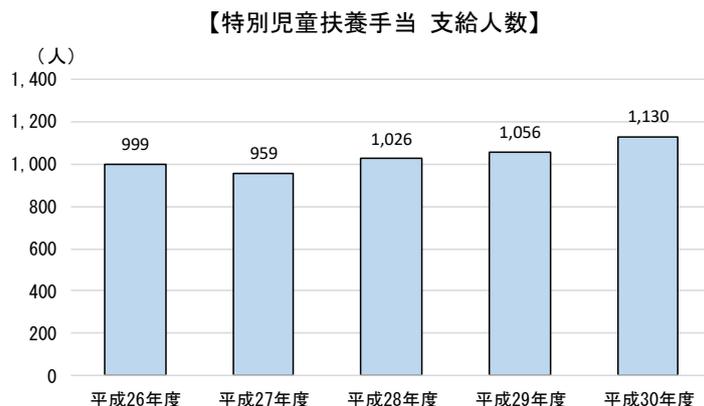
障害児に対する支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）については、その支給決定人数や利用実績は増加傾向にあります。



資料：福祉部（各年度3月31日現在）

②特別児童扶養手当の支給状況

特別児童扶養手当（中程度の身体障害、知的障害または精神障害のある20歳未満の児童を養育している保護者に対し支給される手当）の支給人数は、増加傾向にあります。



資料：健康部（各年度3月31日現在）

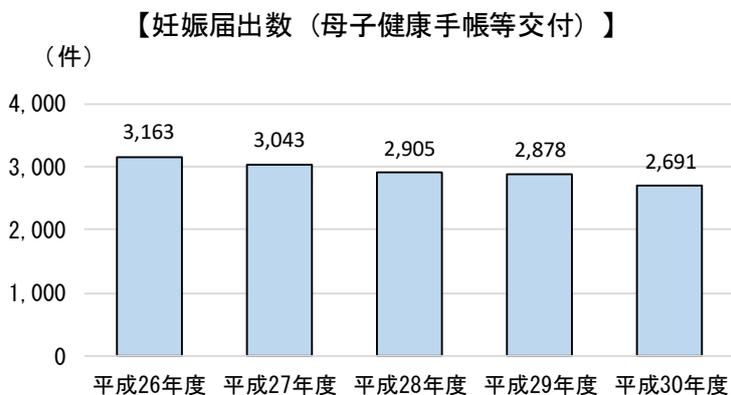
（3）母子保健事業の状況

保健センターでは、妊娠・出産・育児をとおして母性・父性が育まれ、乳幼児が心身ともに健やかに育つことを目指して、さまざまな事業を実施しています。

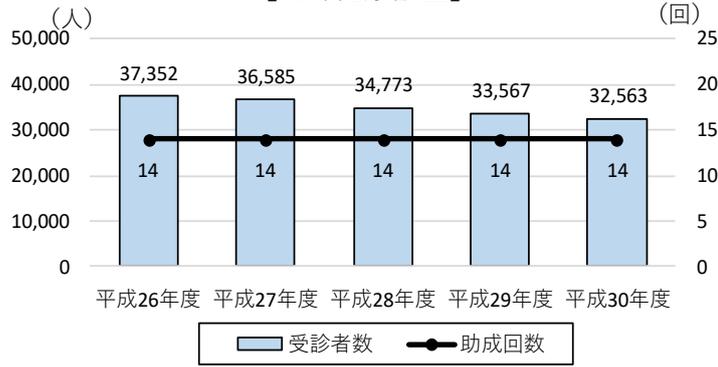
妊娠届出時には、母子健康手帳と妊婦健康診査受診券、妊産婦歯科健康診査受付票、平成29年10月から開始した産婦健康診査にかかる費用助成に係る受診券を配付するとともに、保健師等による全数面接相談を実施し、母子の健康管理、安心・安全な出産と妊娠期の歯科保健に取り組んでいます。

4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児（歯科）、3歳6か月児を対象とした乳幼児健康診査、子育てコール、乳幼児健康相談といった健康相談事業やマタニティスクール、離乳食講習会等の子育てに関する健康教育事業も実施しています。

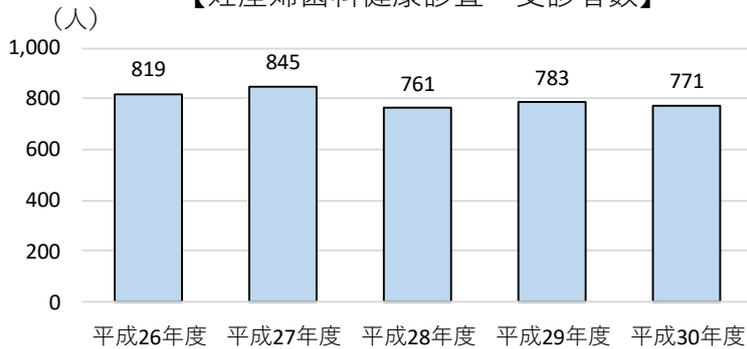
①妊産婦の保健事業



【妊婦健康診査】



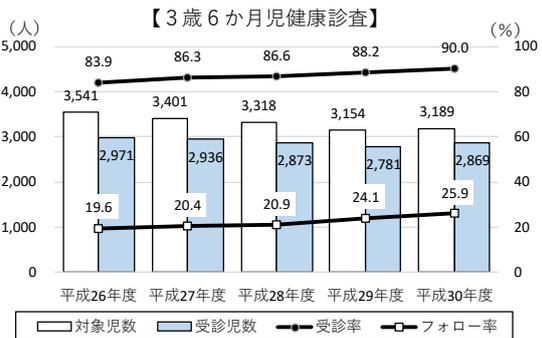
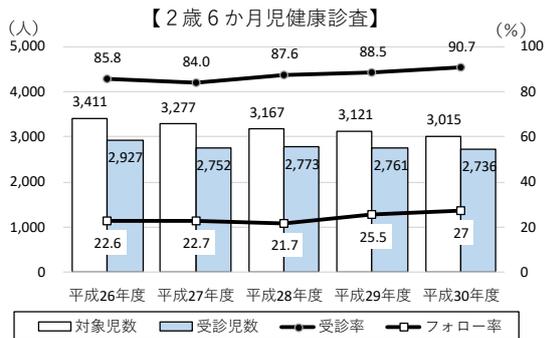
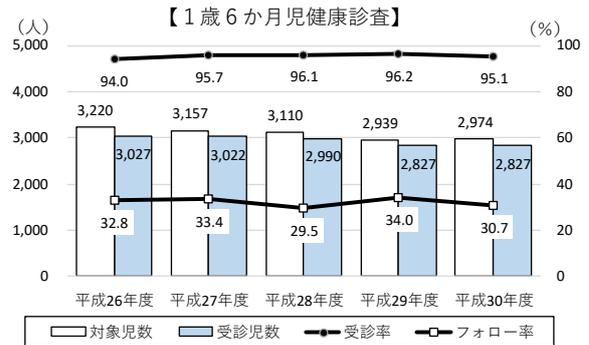
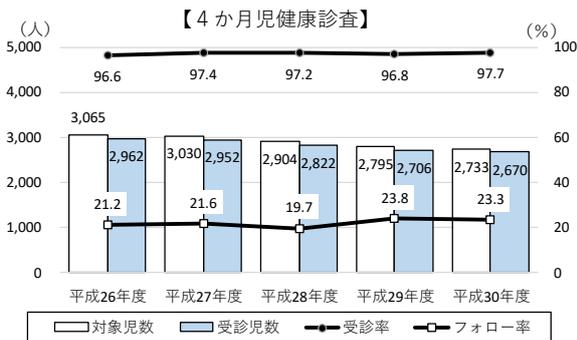
【妊産婦歯科健康診査 受診者数】



【産婦健康診査】

	平成29年度	平成30年度
受診延べ人数	1,836	4,425

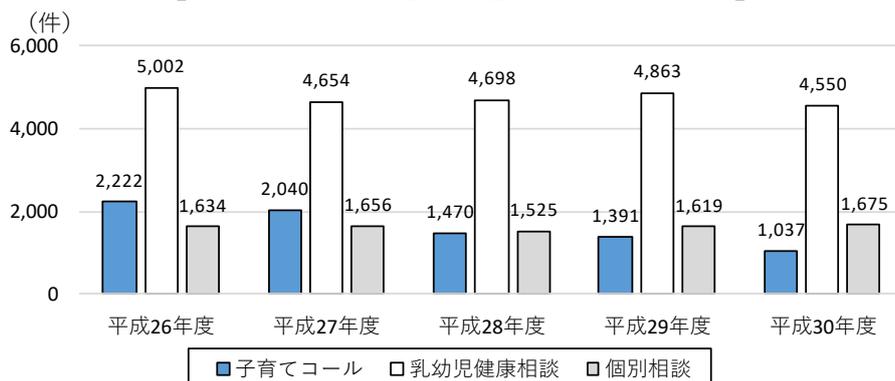
②乳幼児健康診査



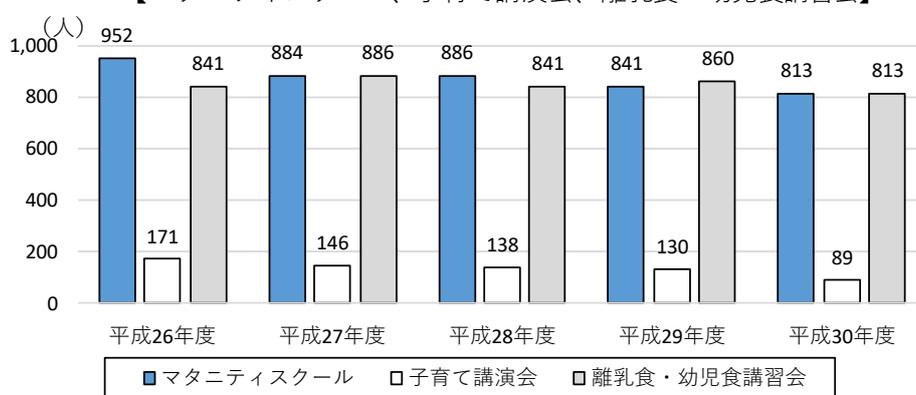
注：フォロー率とは、健診後に経過観察を要する児童の比率

③健康相談・健康教育事業等

【子育てコール、乳幼児健康相談、個別相談】



【マタニティスクール、子育て講演会、離乳食・幼児食講習会】



「子育てコール」

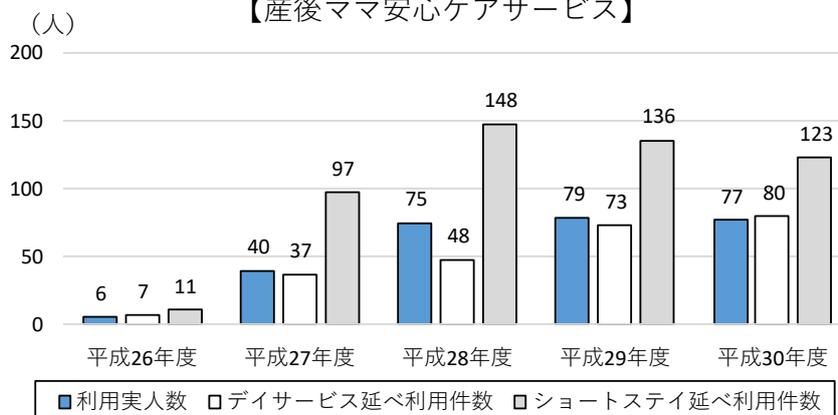
子どもの病気予防や発育、育児に関する保健センターの保健師等による専用電話相談

「マタニティスクール」

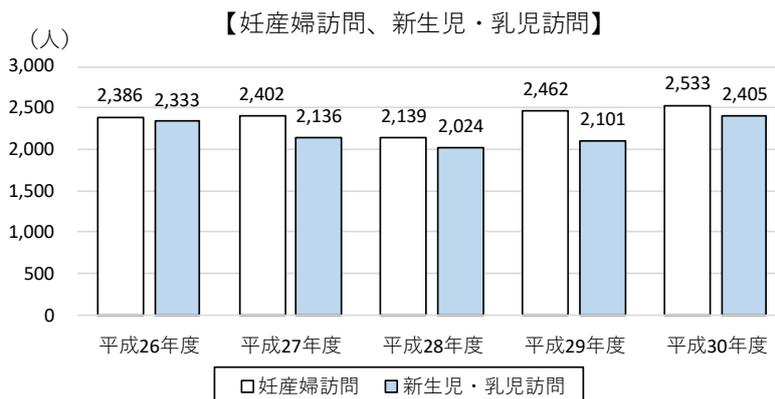
妊婦及びその家族が妊娠・出産・育児について学ぶ講座

④産後ケア事業

【産後ママ安心ケアサービス】



⑤訪問指導

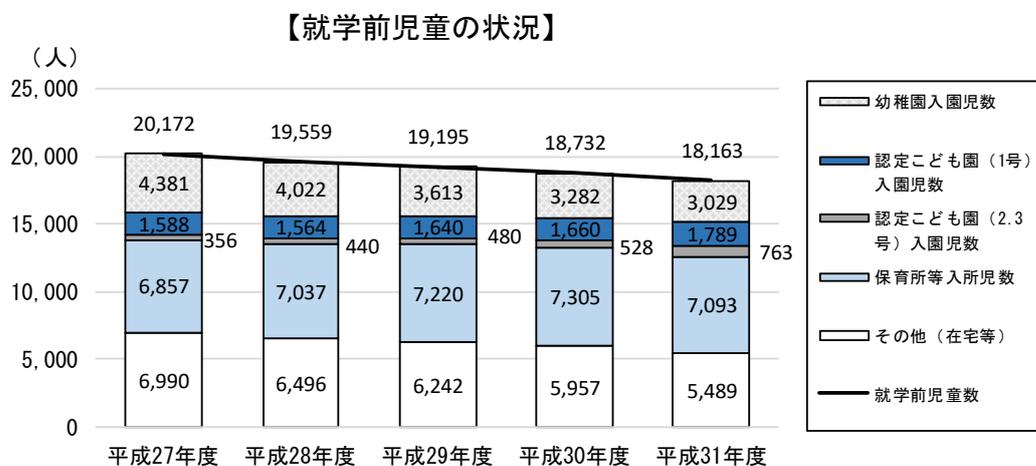


資料：保健センター

(4) 就学前児童の保育所（園）、幼稚園等の利用状況

本市における就学前児童数は、減少傾向が続いている中、保育所（園）、認定こども園（2・3号）・小規模保育施設の入所（園）児童数については、近年の保育需要の高まりなどから年々増加し続けています。これに対して幼稚園入園児は減少してきています。

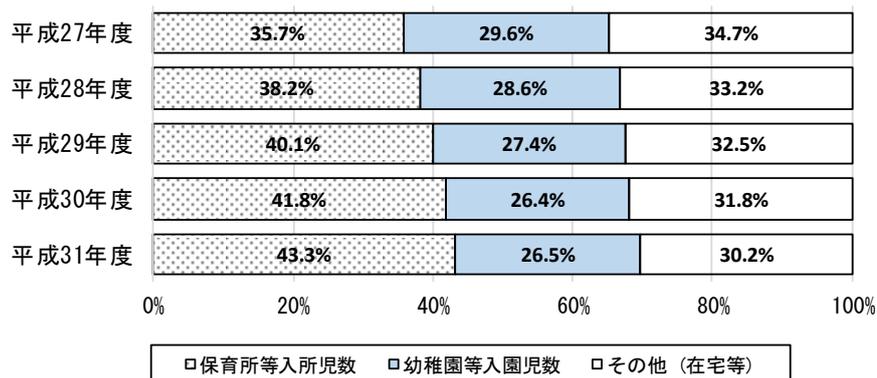
就学前児童の幼稚園、認定こども園（2・3号）の入園及び保育所（園）の入所を合わせた割合は年々増加しており、核家族化の進行、就労形態の多様化などを背景とした保育需要は、今後も一層高まることが予想されます。



資料：子ども青少年部（各年5月1日現在）

注記:その他には、主に在宅で子育てをされている児童や認可外保育施設に通っている児童などの人数を含んでいます。

【保育所（園）等、幼稚園等、在宅別児童の割合の推移】



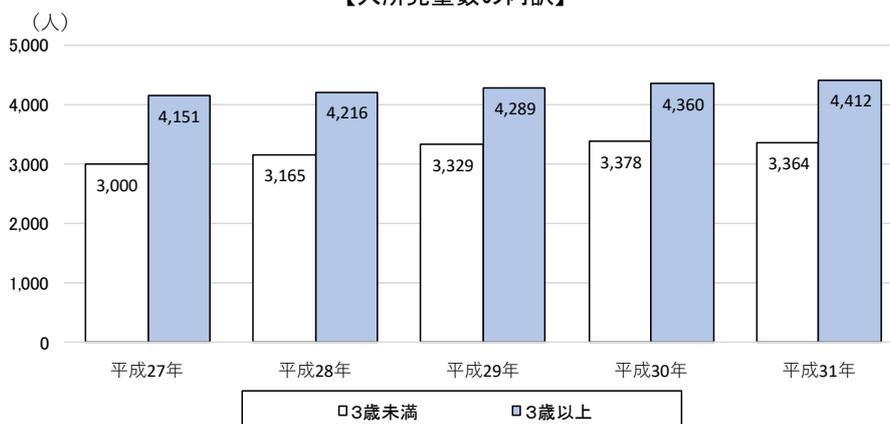
(5) 保育所（園）等の状況

本市には、公立保育所 11 か所、私立保育所（園） 42 か所と、私立認定こども園 10 か所、公立小規模保育施設 6 施設、私立小規模保育施設 10 施設（平成 31 年 4 月 1 日時点）があります。近年、待機児童対策で定員拡大を図っていますが、保育需要の増加に伴い、入所児童数も増加しており、平成 31 年 4 月 1 日現在、定員 7,346 人に対して、定員の弾力化により 7,776 人が入所しました。

【入所児童数と施設数等の推移】



【入所児童数の内訳】



地域別にみた保育所（園）等 入所児童数及び待機児童数

待機児童数については、定員増や定員の弾力化により、平成28年度に一旦0人となりましたが、平成29年度以降、北部を中心に発生しています。待機児童の解消は、本市の喫緊の課題となっており、今後も地域別の保育ニーズ等を考慮し、引き続き、さまざまな方策を活用しながら、取り組みを進める必要があります。

(単位:人)

地域別	平成27年				平成28年				平成29年			
	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)
北 部	1,431	1,565	29	94	1,501	1,587	0	91	1,545	1,692	9	76
中 部	1,626	1,730	4	31	1,686	1,808	0	46	1,696	1,840	0	53
南 部	2,143	2,247	0	72	2,161	2,313	0	85	2,180	2,379	0	98
東 部	1,539	1,609	3	46	1,645	1,673	0	61	1,640	1,707	0	72
合 計	6,739	7,151	36	243	6,993	7,381	0	283	7,061	7,618	9	299
地域別	平成30年				平成31年							
	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)	定員	入所	待機 (国定義)	待機 (市基準)
北 部	1,574	1,726	13	73	1,595	1,740	0	90				
中 部	1,731	1,858	2	60	1,759	1,831	0	60				
南 部	2,253	2,443	7	116	2,321	2,467	0	72				
東 部	1,652	1,711	8	71	1,671	1,738	0	59				
合 計	7,210	7,738	30	320	7,346	7,776	0	281				

資料：子ども青少年部（各年4月1日現在）

待機児童数（国定義）

保育の必要性が認定され、保育所等の入所申込が出されているにもかかわらず、保育所（園）等に入所していない児童のうち、特定の保育所等を希望しているなど、一定の要件に該当する児童を除いた児童数をいう。

待機児童数（市基準）

特定の保育所等を希望する場合などの潜在的な待機児童を含めた児童数をいう。

地域別にみた保育所（園）等 入所児童数（3歳未満・3歳以上）

(単位:人)

地域別	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	3歳未満	3歳以上								
北 部	740	825	759	828	826	866	847	879	831	909
中 部	736	994	791	1017	800	1040	817	1041	801	1030
南 部	948	1299	976	1337	1034	1345	1068	1375	1077	1390
東 部	576	1033	639	1034	669	1038	646	1065	655	1083
合 計	3,000	4,151	3,165	4,216	3,329	4,289	3,378	4,360	3,364	4,412

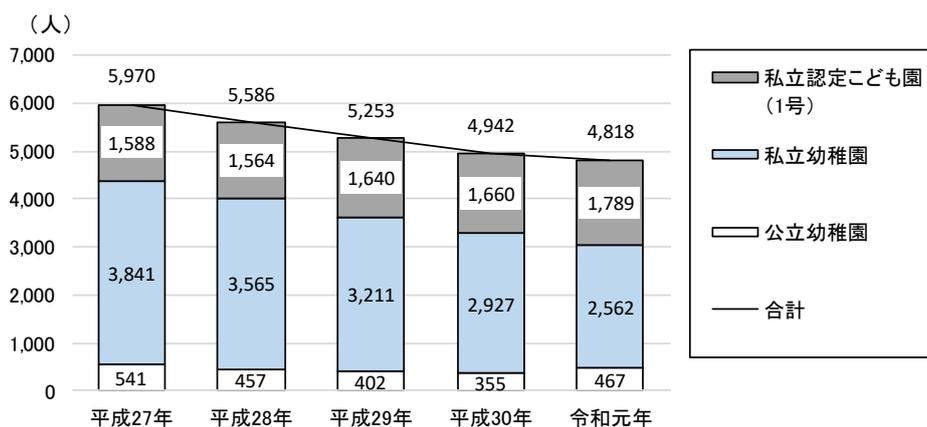
資料：子ども青少年部（各年4月1日現在）

(6) 幼稚園等の状況

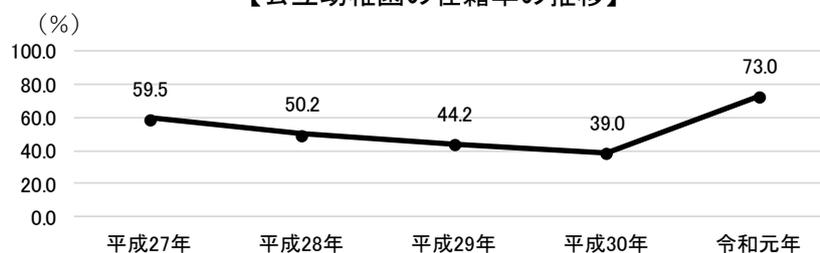
本市には、公立幼稚園 7 園、私立幼稚園 12 園があります。また、平成 27 年度からスタートした子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園と保育所（園）の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う「認定こども園」が創設され、現在、市内に 7 園の私立認定こども園があります。

公立幼稚園では、令和元年度から一部の園を除いて新たに 3 歳児保育を実施しており、それに伴い歳児ごとの定員の見直しを行ったことにより、令和元年の在籍率が高くなっています。

【幼稚園、認定こども園(1号)入園児童数の推移】



【公立幼稚園の在籍率の推移】



注記：在籍率とは、幼稚園の定員あたりの入園児数の割合

【公立幼稚園の地域別在籍率の推移】

(単位：%)

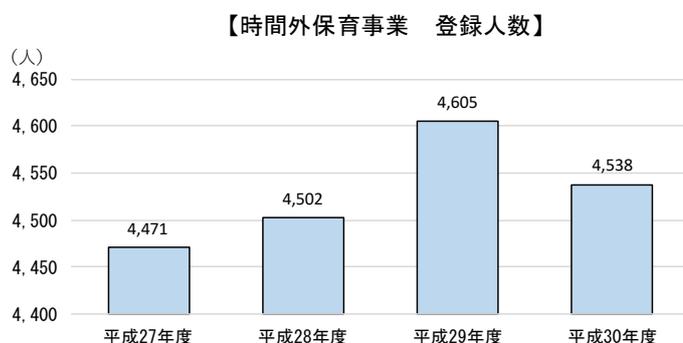
地域別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
北 部	74.3	58.6	57.1	49.3	94.7
中 部	56.4	41.4	35.0	29.3	55.8
南 部	56.9	50.0	43.9	46.8	73.0
東 部	56.4	51.4	41.4	33.6	68.4
合 計	59.5	50.2	44.2	39.0	73.0

資料：子ども青少年部・教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

(7) 地域の子ども・子育て支援の状況

①時間外保育事業

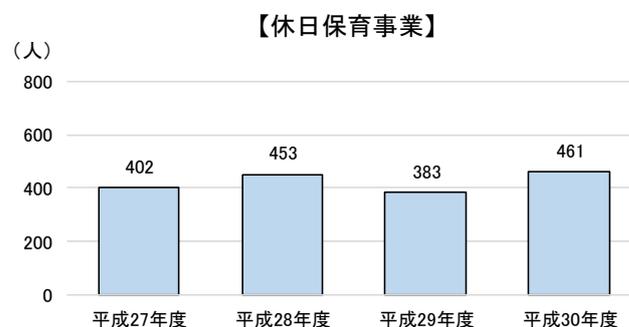
すべての保育所（園）等で7時から19時までの保育を実施し、一部の私立保育所（園）では、20時までの延長保育を実施しています。保護者の夜間就労などに対応する夜間保育事業については、平成18年度から私立保育園1か所で開催しています。



注記:登録人数とは、保育所（園）等において恒常的（月に半数以上）に時間外保育を利用している子どもの数

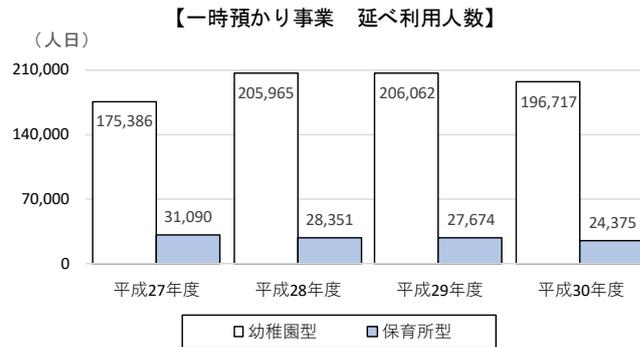
②休日保育事業

保護者の就労形態が多様化している中、日曜、祝日等における保育需要に対応するため、保育所（園）等に入所し休日等にも保育が必要な乳幼児を対象とした休日保育事業を、平成24年度から私立保育園1か所で開催しており、平成30年度は、延べ461人の利用がありました。



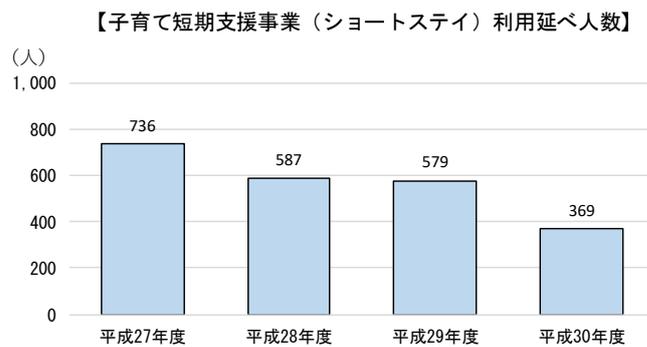
③一時預かり事業

保育所（園）等に入所していない児童を保護者の傷病や育児疲れの解消、短時間就労などを理由に一時的に預かる「一時預かり事業（保育所型）」を14か所の私立保育所（園）で開催しており、利用者数は少しずつ減少しています。一方、幼稚園等が在園児を対象に教育時間の前後や長期休業日等に保育を行う「一時預かり事業（幼稚園型）」については、平成30年度の延べ利用人数は196,717人となっており、高いニーズがうかがえます。



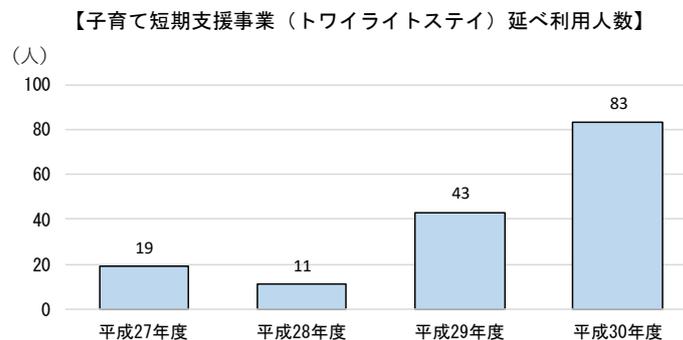
④子育て短期支援事業

保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合に一時的に子どもを養育する子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）については、市外の7か所の児童養護施設と市内1施設（ファミリーポートひらかた）に委託して実施しています。ショートステイは減少傾向にあるものの、トワイライトステイは、平成30年度の延べ利用人数は83人と近年増加しています。



「子育て短期支援事業（ショートステイ）」

保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、月7日までを限度に一時的に子どもを養育するサービス

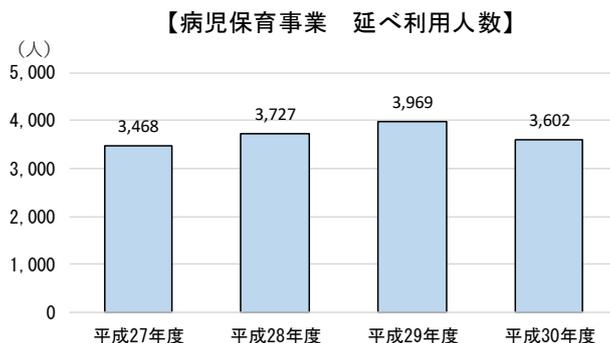


「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」

保護者が仕事のため夜間等家庭での養育が困難な場合、一時的に子どもを預かるサービス（利用回数に制限あり）

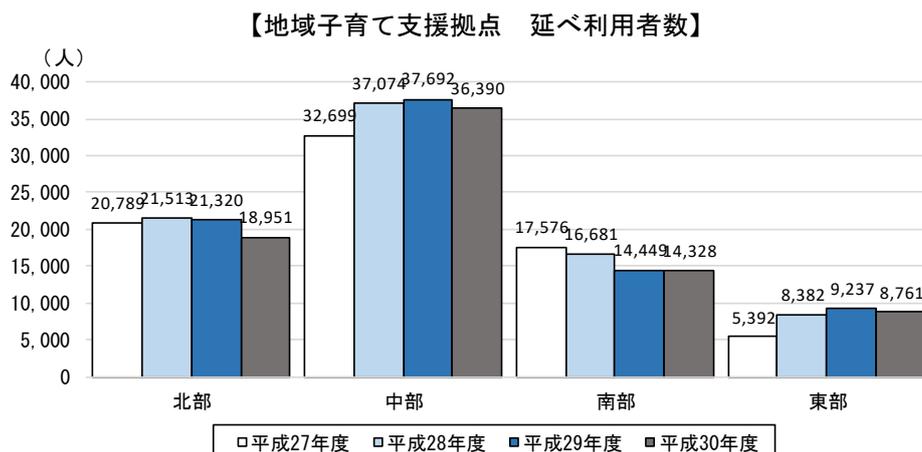
⑤病児保育事業

病気やその回復期の児童の保育を行う病児保育事業を小児科のある市内4か所の医療機関で実施しており、平成30年度の延べ利用人数は3,602人となっています。



⑥地域子育て支援拠点事業

乳幼児の親子が自由に遊び、交流できる室内の遊び場として、市内13か所の保育所(園)や公共施設で地域子育て支援拠点事業を実施しており、親子で参加できるイベントや子育て講座、子育て情報の提供、育児相談の支援などを行っています。



⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

ひらかた子育てサポーターや子ども家庭サポーター等が、生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行う「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。

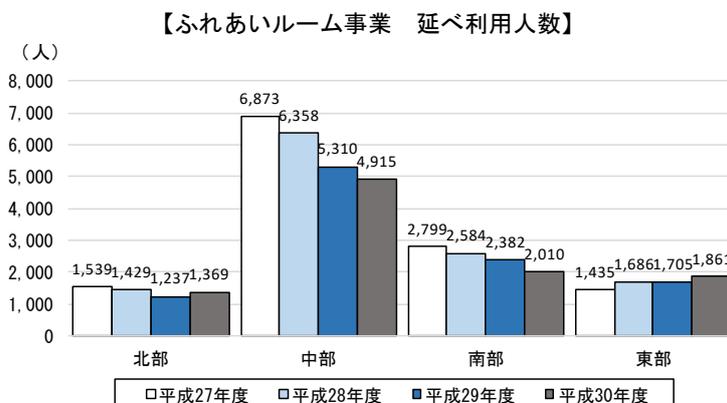
【乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）訪問家庭数】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問家庭数	2,292	2,224	2,270	2,222	2,132

注記:保健センターによる新生児家庭訪問の実施家庭を除く

⑧ふれあいルーム事業

市内9か所の図書館等では、絵本とふれあいながら、親子の交流ができる場として、「ふれあいルーム」を開設しています。子育ての経験豊富な市民スタッフが、絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊び、体操、ミニ講座等をする時間も設けています。



資料：子ども青少年部

⑨ファミリーサポートセンター事業

援助の必要な子育て家庭と援助できる人を結ぶ有償ボランティアの会員組織である「ファミリーサポートセンター」では、保護者の用事、リフレッシュ等のための子どもの預かりや保育施設、学校等の子どもの送り迎えなどのサポートが受けられます。提供会員・依頼会員とも、会員数は増加傾向にあります。平成30年1月から2歳未満の乳幼児の保護者を対象とした無料体験を開始しました。また、ひとり親家庭や多胎児を養育している家庭が、ファミリーサポートセンターを利用する際の利用料を補助しています（年齢や回数制限あり）。

【ファミリーサポートセンター事業の会員数等】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依頼会員	1,336	1,441	1,499	1,643	1,920
提供会員	253	265	278	279	306
両方会員	119	103	92	91	89
合計	1,708	1,809	1,869	2,013	2,315
活動件数	2,978	3,716	3,325	3,662	3,610

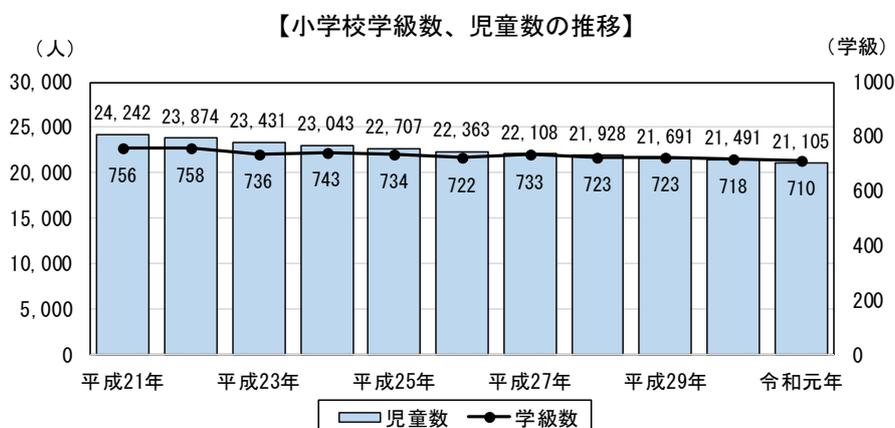
資料：子ども青少年部

(8) 小・中学校の状況

①児童・生徒数の推移

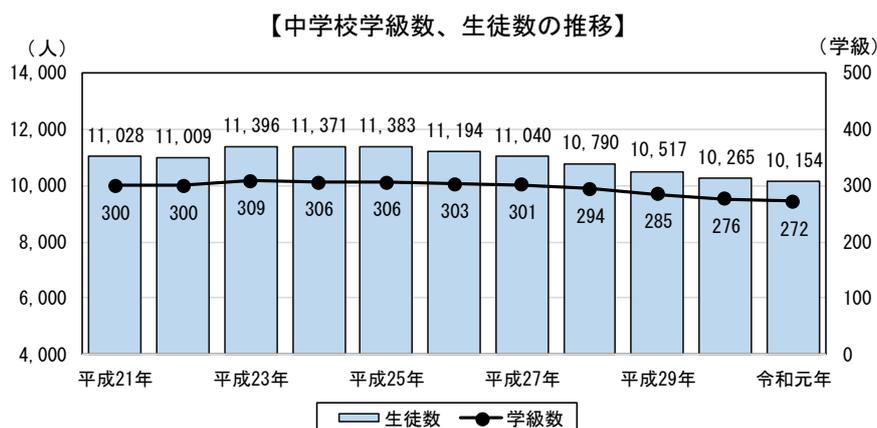
令和元年5月1日現在、市内には、45の公立小学校があり、710学級、児童数は21,105人であり、平成21年度以降、児童数は減少傾向にあります。

一方、公立中学校は19校、272学級、生徒数は10,154人であり、小学校と同様に減少傾向にあります。



地域別小学校学級数、児童数の推移

地域別	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	学級数	児童数	学級数	児童数								
北 部	151	4,686	152	4,618	150	4,597	151	4,604	148	4,561	145	4,456
中 部	156	4,405	159	4,432	156	4,450	158	4,410	158	4,429	160	4,454
南 部	242	7,613	248	7,523	247	7,453	240	7,278	239	7,210	237	7,073
東 部	173	5,659	174	5,535	170	5,428	174	5,399	173	5,291	168	5,122
合 計	722	22,363	733	22,108	723	21,928	723	21,691	718	21,491	710	21,105



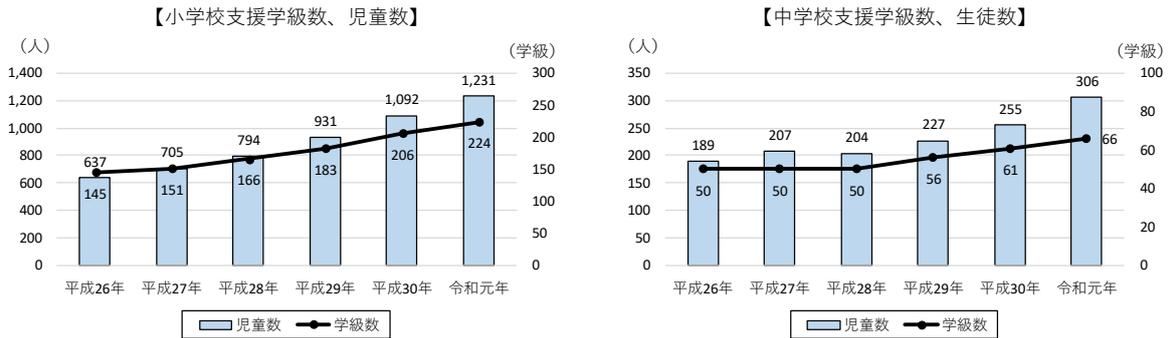
地域別中学校学級数、児童数の推移

地域別	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	学級数	生徒数	学級数	児童数								
北 部	67	2,484	66	2,367	65	2,312	62	2,214	58	2,122	56	2,106
中 部	62	2,177	62	2,159	59	2,091	57	2,056	55	1,997	56	1,986
南 部	98	3,598	99	3,647	96	3,562	94	3,497	93	3,459	92	3,426
東 部	76	2,935	74	2,867	74	2,825	72	2,750	70	2,687	68	2,636
合 計	303	11,194	301	11,040	294	10,790	285	10,517	276	10,265	272	10,154

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

②支援学級数の推移

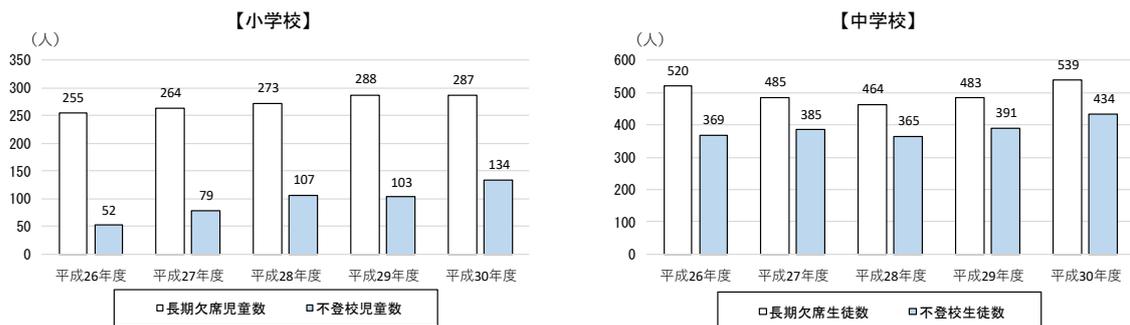
公立小学校、公立中学校における支援学級の学級数と児童数については、両者において、増加傾向にあります。



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

③不登校・長期欠席等の状況

長期欠席児童・生徒数や不登校児童・生徒数は、小・中学校ともに近年増加傾向となっています。小学校の不登校児童数は平成30年度で134人と、前年度に比べ31人増加しています。また、中学校の不登校生徒数は平成30年度で434人と、前年度に比べ43人増加しています。

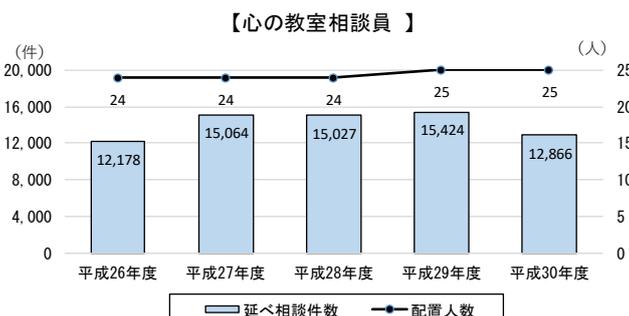


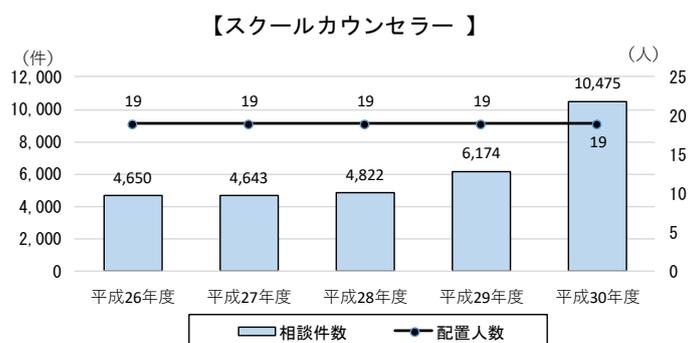
資料：教育委員会

④スクールカウンセラー等の配置状況

小学校では、平成30年度現在、心の教室相談員25人が全小学校を巡回し、児童に対する相談支援を行っています。心の教室相談員への相談件数は平成30年度で12,866件となっています。

また、中学校には19校すべてにスクールカウンセラーを配置し、問題行動等の解決にあたっています。相談件数は平成30年度で10,475件となっており、生徒や保護者等からの相談を積極的に受けるよう努めたことで、大幅に件数が増加しています。



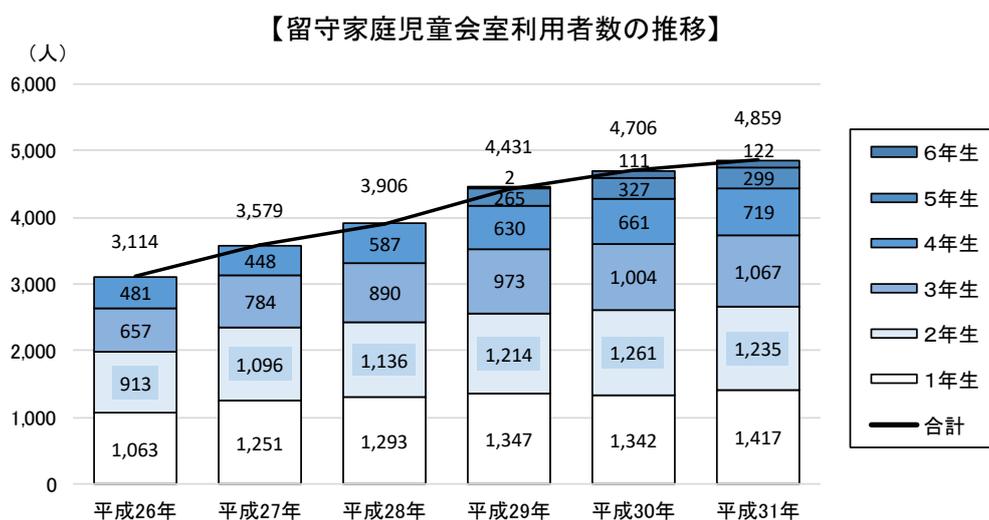


資料：教育委員会

⑤留守家庭児童会室（放課後児童健全育成事業）の状況

保護者が就労等により昼間自宅に不在の家庭の小学生児童に放課後の遊び場、居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業として留守家庭児童会室を45の公立小学校全校に設置しています。利用者数は増加傾向にあります。

なお、平成29年度からは第5学年、平成30年度から第6学年にも拡充し、現在、全学年の児童の受け入れを行っています。



資料：社会教育部（各年4月1日現在）

3. ニーズ調査からみた子どもの状況と子育て家庭の実態

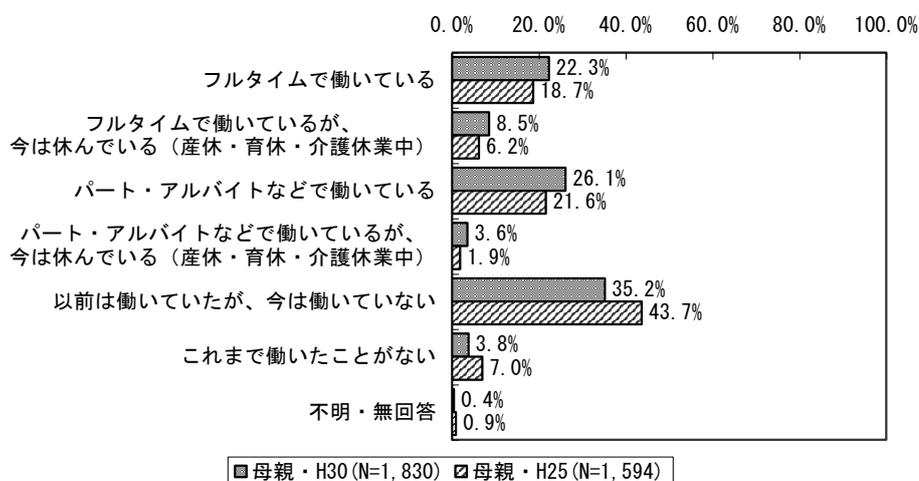
※表・グラフ中のNは、質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

(1) 保護者の就労及び育児休業取得の状況

①母親の現在の就労状況

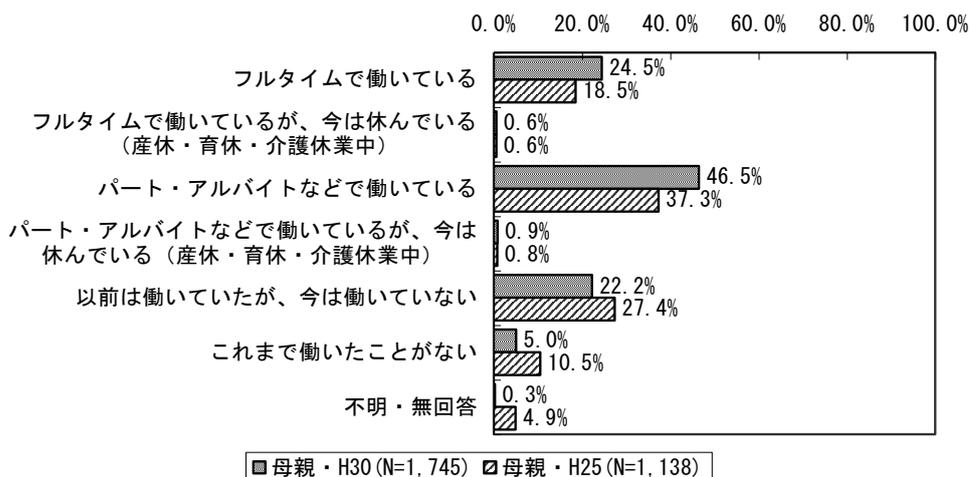
就学前児童、小学生ともに、「フルタイムで働いている」、「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が5年前調査と比べて増加しており、産休・育休中等も含めた現在就業中の方は、就学前児童では60.5%、小学生では72.5%となっています。

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

【小学生】



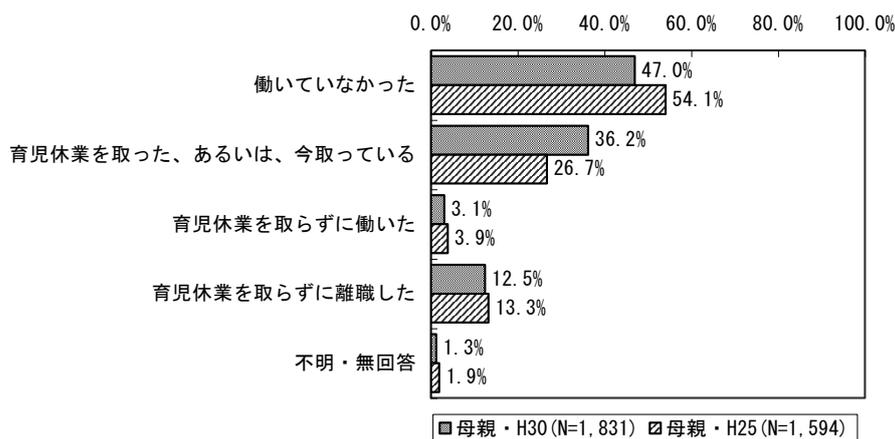
資料：小学生調査

②育児休業の取得状況

5年前調査と比べ、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」と回答した母親の割合が増加しています。一方、父親では「育児休業を取らずに働いた」と答えた割合が85.3%と、5年前調査と比べても依然高い割合が続いています。また、取得期間では、母親は「1年～2年未満」が38.8%で最も多く、父親は「1か月未満」が75.3%と最も高くなっています。

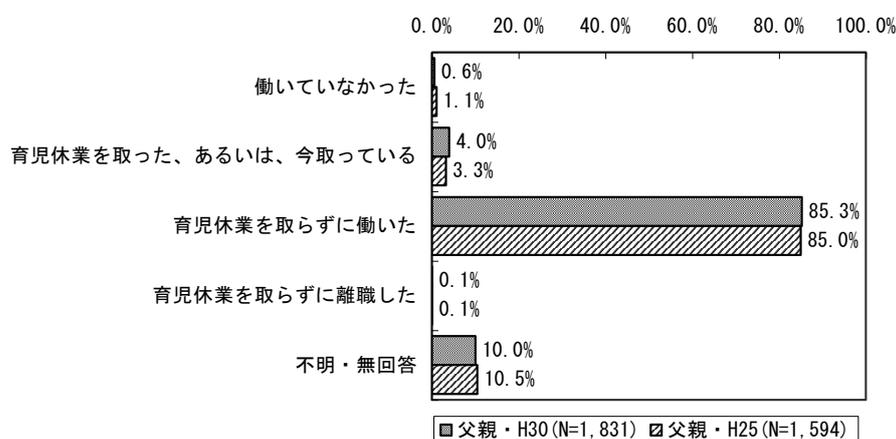
ア 取得状況

【母親】



資料：就学前児童調査

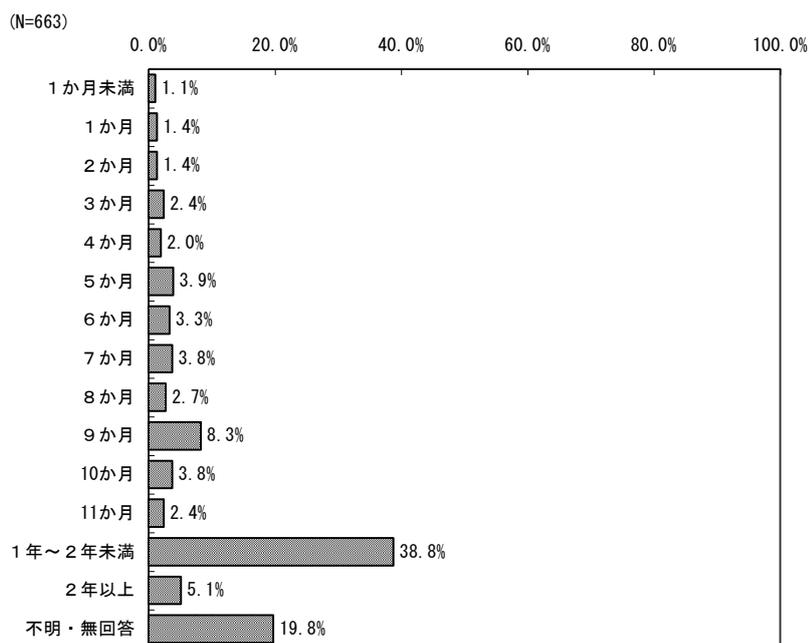
【父親】



資料：就学前児童調査

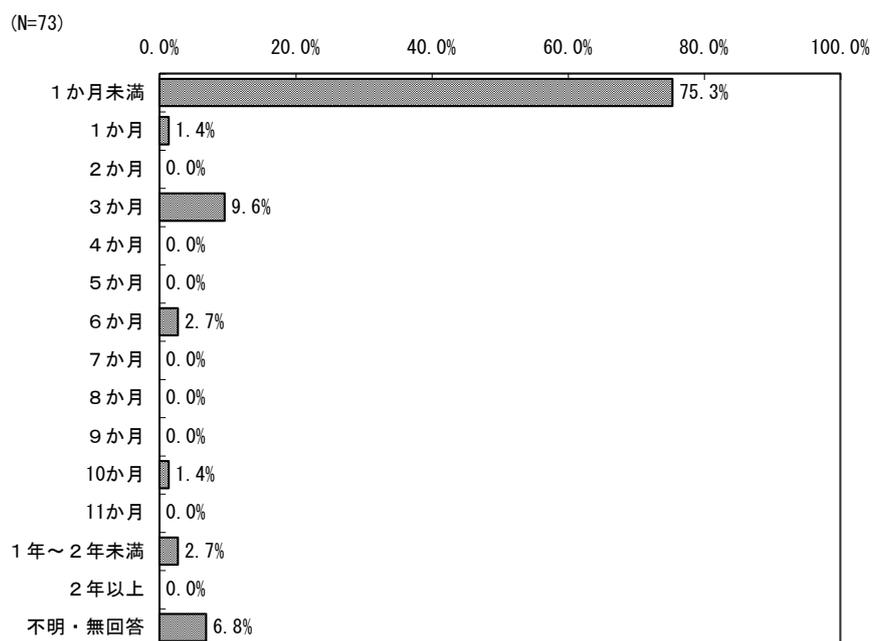
イ 取得期間

【母親】



資料：就学前児童調査

【父親】

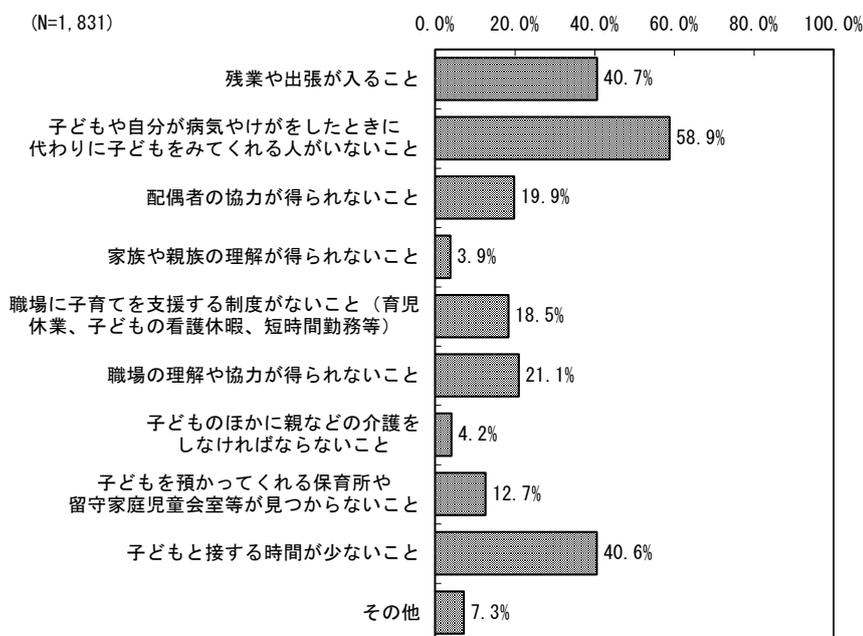


資料：就学前児童調査

③仕事と子育てを両立させるうえで大変だと思うこと（複数回答）

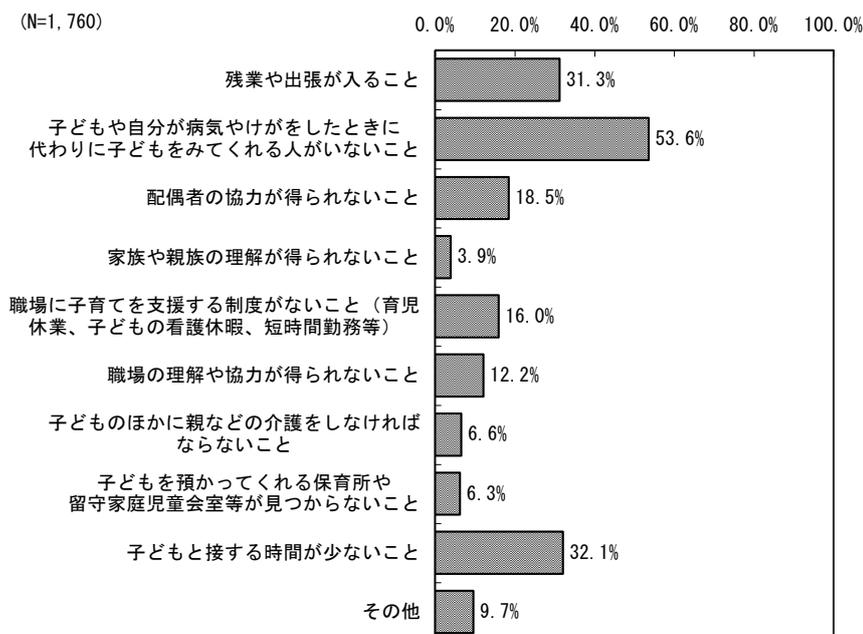
「子どもやご自身が病気やけがをしたときに代わりにみてくれる人がいない」が就学前児童で58.9%、小学生53.6%で、ともに最も高くなっています。次いで就学前児童では「残業や出張が入ること」が40.7%で高く、小学生では「子どもと接する時間が少ないこと」が32.1%で高くなっています。

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

【小学生】

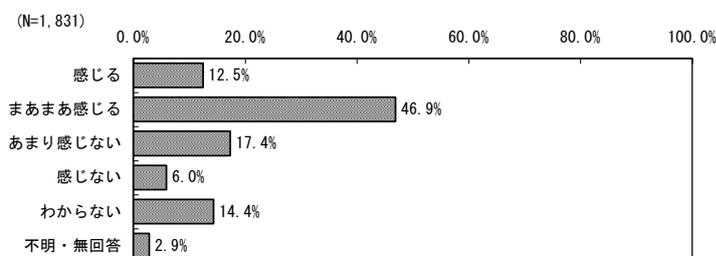


資料：小学生調査

④仕事と生活の調和

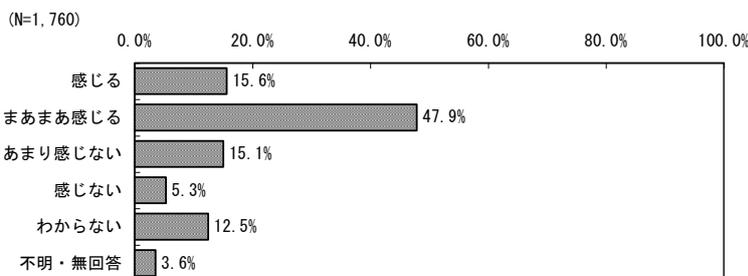
仕事と生活の調和がとれていると感じるかという設問に対し、「感じる」または「まあまあ感じる」の割合は、就学前児童では59.4%、小学生では63.5%となっています。世帯類型別にみると、ひとり親家庭においては、「感じる」または「まあまあ感じる」の割合が就学前児童で51.2%、小学生で45.6%と、他の家庭類型に比べて低くなっています。

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

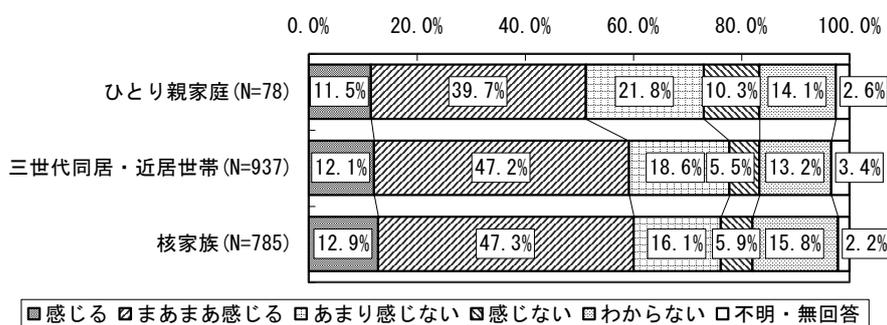
【小学生】



資料：小学生調査

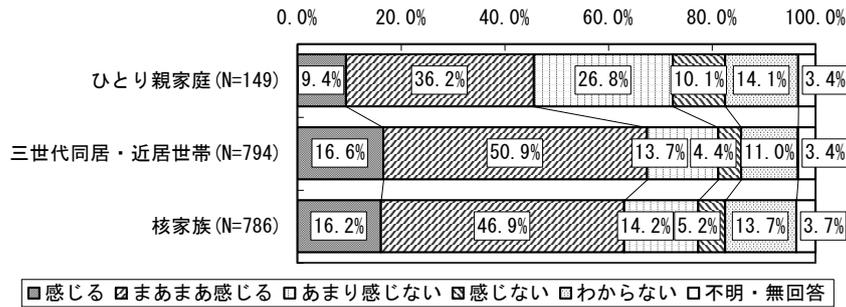
<クロス集計> 「世帯類型」別にみた「仕事と生活の調和」

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

【小学生】



資料：小学生調査

(2) 子育ての実態

①子育てに関する相談相手

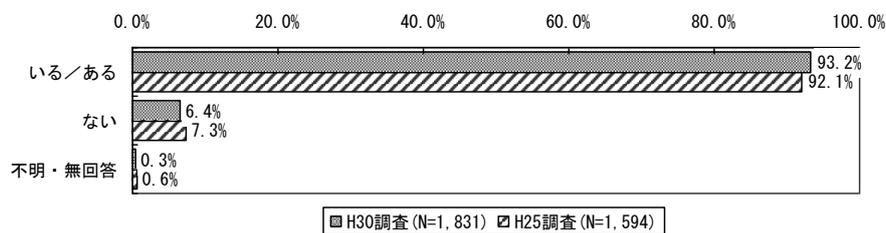
子育てや健康、教育について、気軽に相談できる人、場所については、「いる／ある」が就学前児童で93.2%、小学生で94.5%と、それぞれ最も多くなっています。

「世帯の現在の経済的な暮らし向き」とのクロス集計では、暮らし向きが「大変苦しい」について、相談できる人、場所について「いない」の割合が高くなる傾向が、就学前児童・小学生ともにみられます。

また、相談先については、就学前児童・小学生ともに、「ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している) 家族」が最も高く、次いで「同じくらいの子どもの持つ友人(子育てサークルなどのメンバーも含む)」が高くなっています。一方、公的機関等のなかでは、就学前児童では「保育園」や「幼稚園」、小学生では「小学校の先生」が比較的高くなっていますが、その他の「枚方市子ども総合相談センター(ととな)」や「地域における子育て支援サービス(地域子育て支援拠点、一時預かりなど)」はいずれも低くなっています。

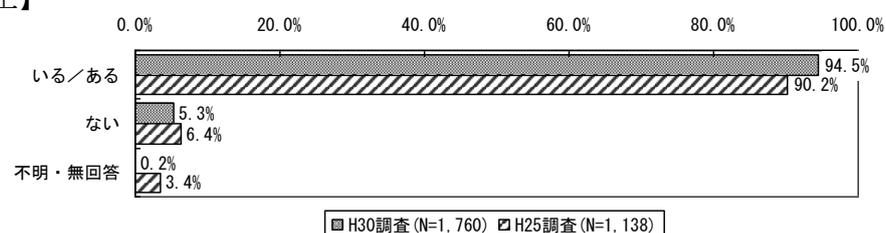
ア 相談できる人、場所の有無

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

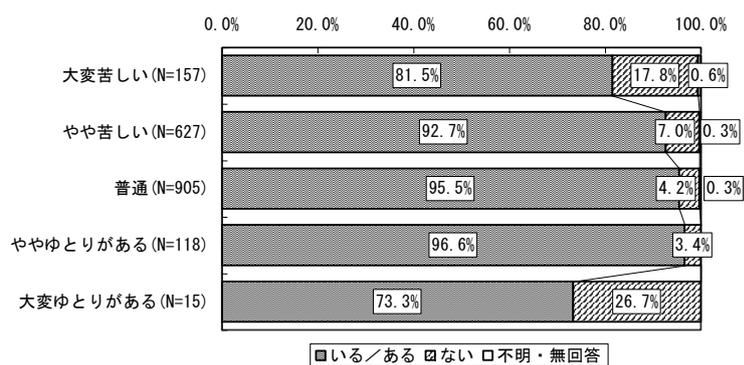
【小学生】



資料：小学生調査

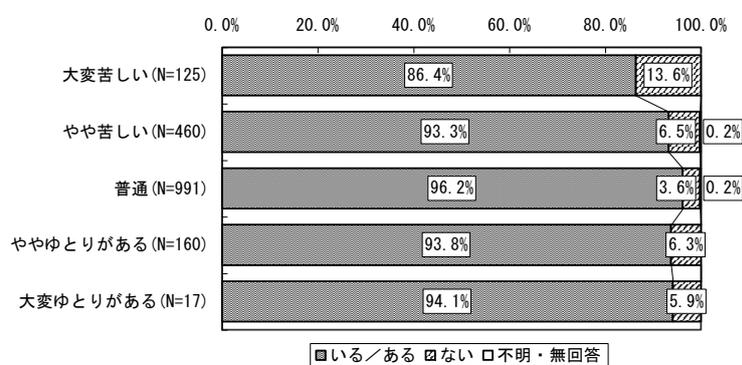
<クロス集計>「暮らし向き」別にみた「子育てに関する相談相手」

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

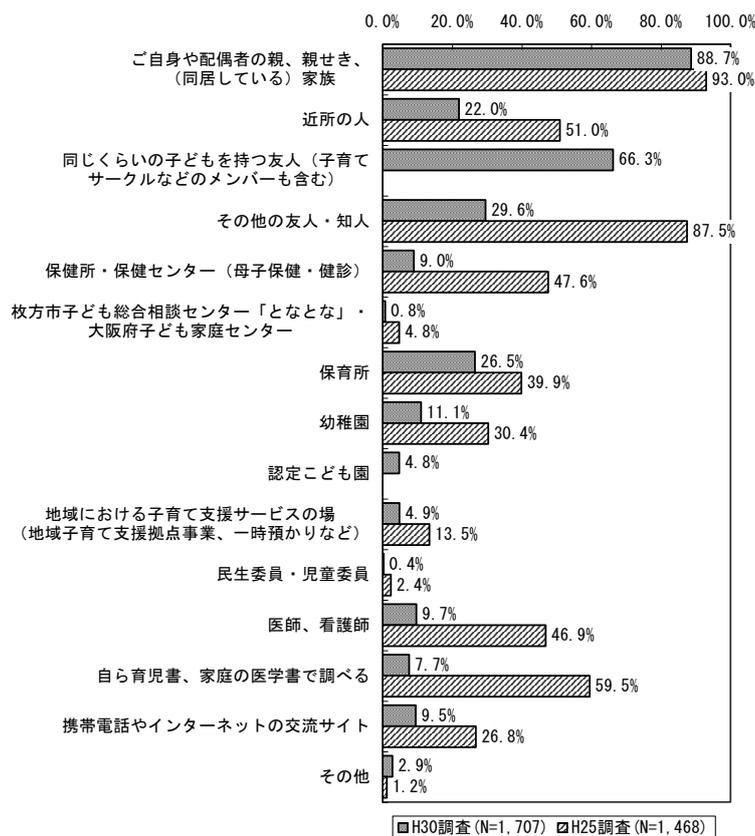
【小学生】



資料：小学生調査

イ 気軽に相談できる相手や場所（複数回答）

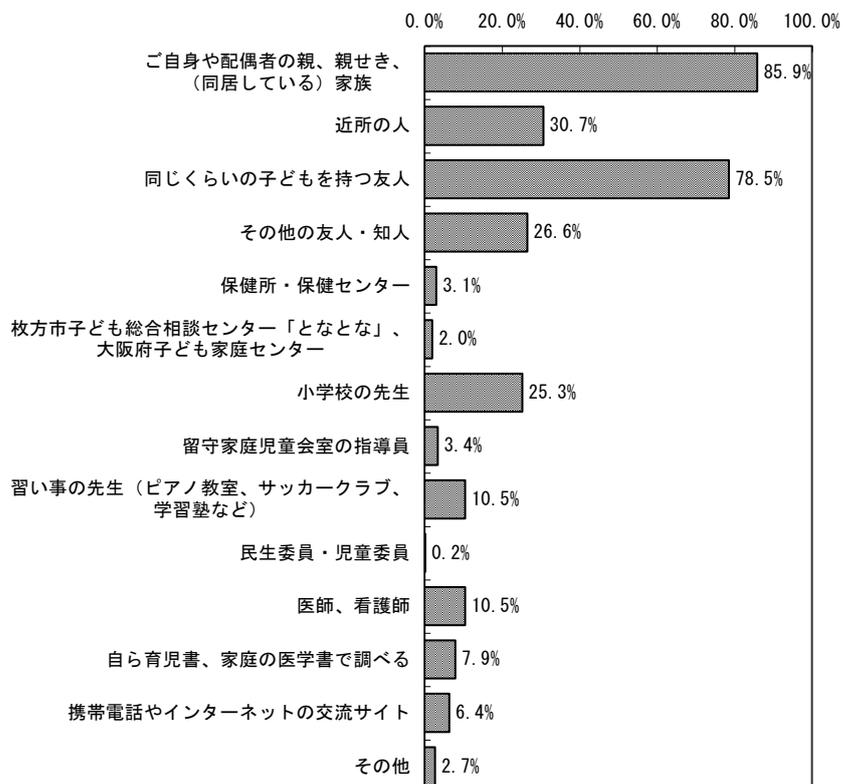
【就学前児童】



資料：就学前児童調査

【小学生】

(N=1,663)

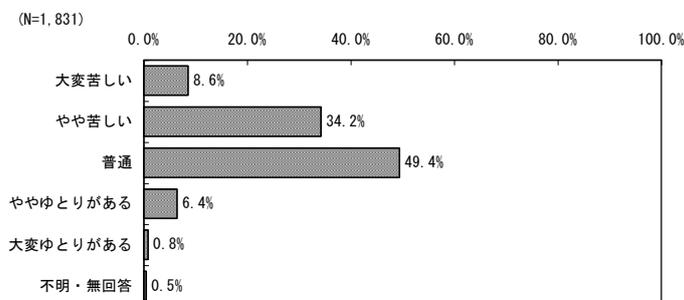


資料：小学生調査

②世帯の現在の経済的な暮らし向き

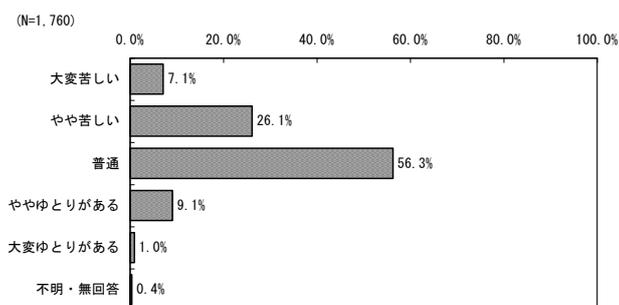
経済的な暮らし向きが「大変苦しい」または「やや苦しい」の割合は、就学前児童で42.8%、小学生で33.2%となっています。世帯類型別にみると、ひとり親家庭においては、「大変苦しい」または「やや苦しい」が就学前児童で71.8%、小学生で75.9%と、他の類型に比べて高くなっています。

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

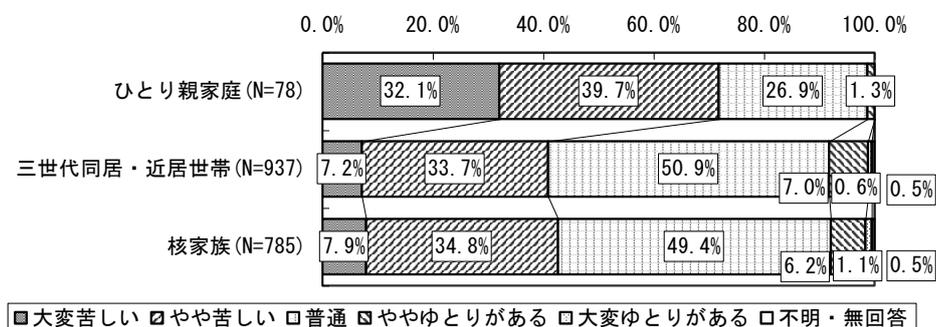
【小学生】



資料：小学生調査

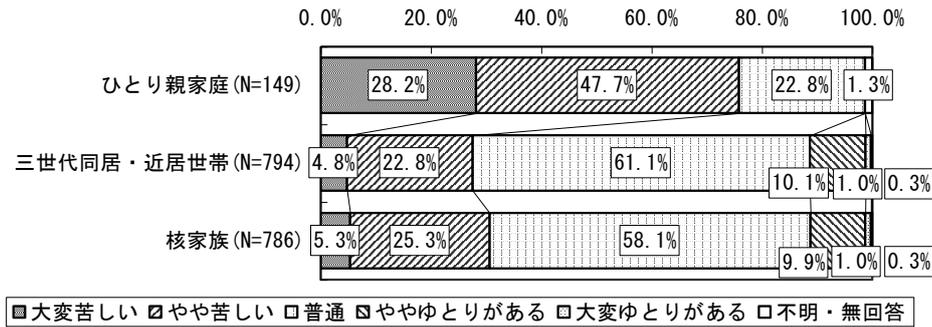
<クロス集計>「世帯類型」別にみた「世帯の現在の経済的な暮らし向き」

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

【小学生】

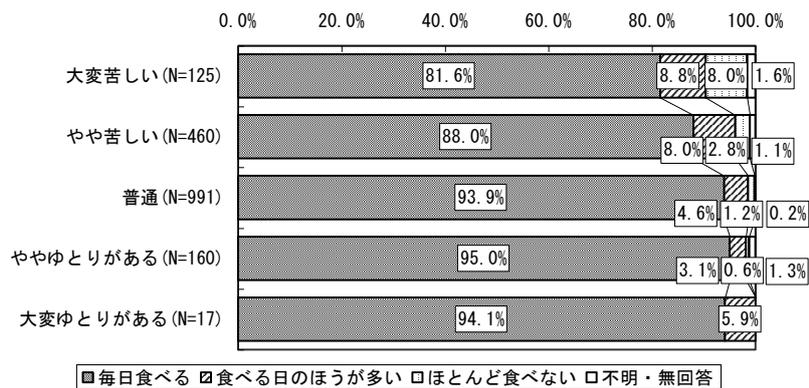


資料：小学生調査

③子どもの朝食の摂取状況（小学生調査）

「世帯の現在の経済的な暮らし向き」とのクロス集計では、「毎日食べる」、「食べる日のほうが多い」が大半を占めていますが、そのなかで、暮らし向きが「大変苦しい」については、「ほとんど食べない」の割合が8.0%と、特に高くなる傾向がみられます。

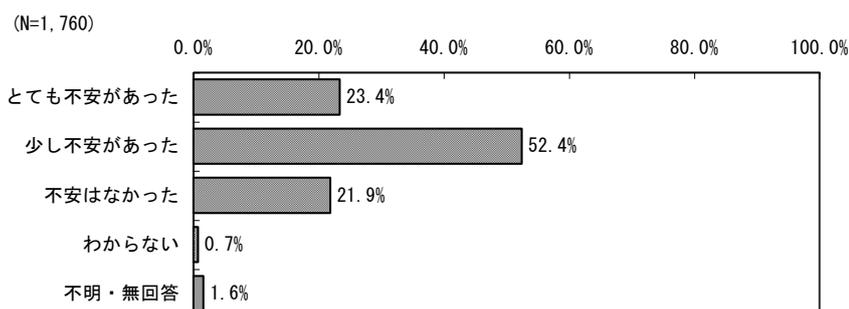
<クロス集計>「暮らし向き」別にみた「子どもの朝食の摂取状況」



資料：小学生調査

④子どもの小学校での生活への不安（小学生調査）

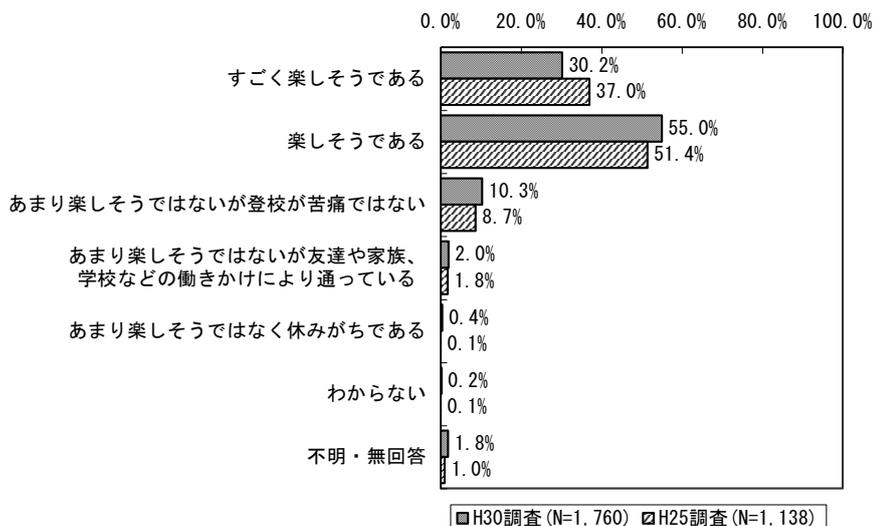
子どもの小学校での生活について、「少し不安があった」が最も多く52.4%でした。次いで「とても不安があった」が23.4%で、「不安はなかった」の21.9%を若干上回っています。



資料：小学生調査

⑤子どもは学校に行くのが楽しそうか（小学生調査）

子どもは学校に行くのが「楽しそうである」が55.0%で、5年前調査と比べ増えています。ただし、「すごく楽しそうである」は30.2%と前回から減っています。



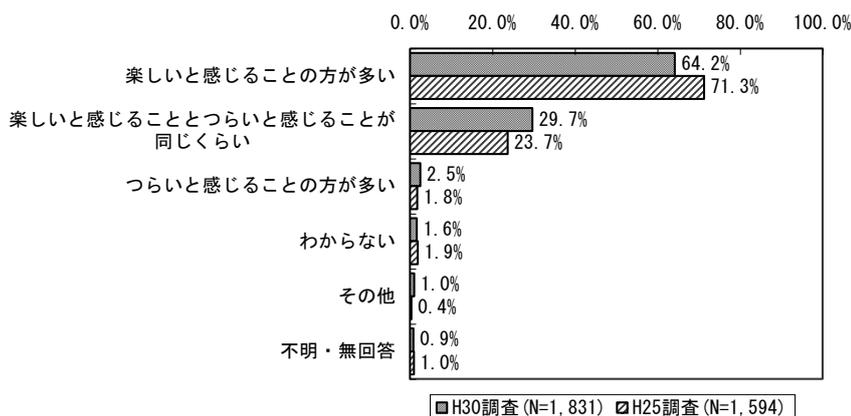
資料：小学生調査

(3) 子育てに対する保護者の意識

①子育てについて感じること

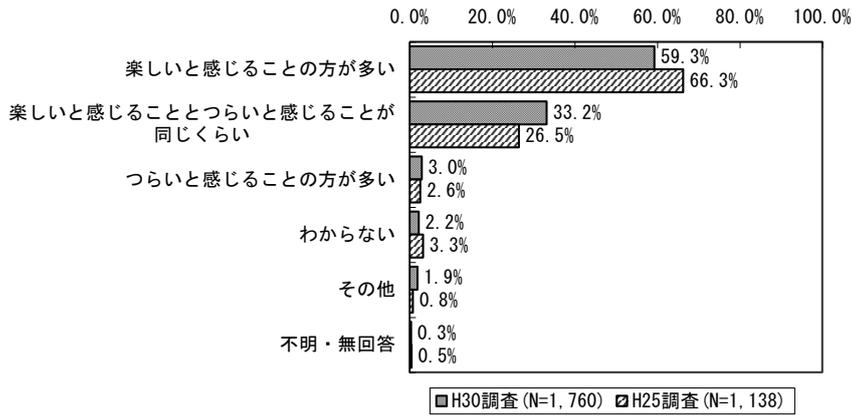
「楽しいと感じることの方が多し」が就学前児童は64.2%、小学生は59.3%と最も高くなっていますが、5年前調査と比べると若干下がっています。また、暮らし向き別にみると、就学前児童・小学生ともに、「楽しいと感じることの方が多し」が全体に比べて低くなる傾向があります。

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

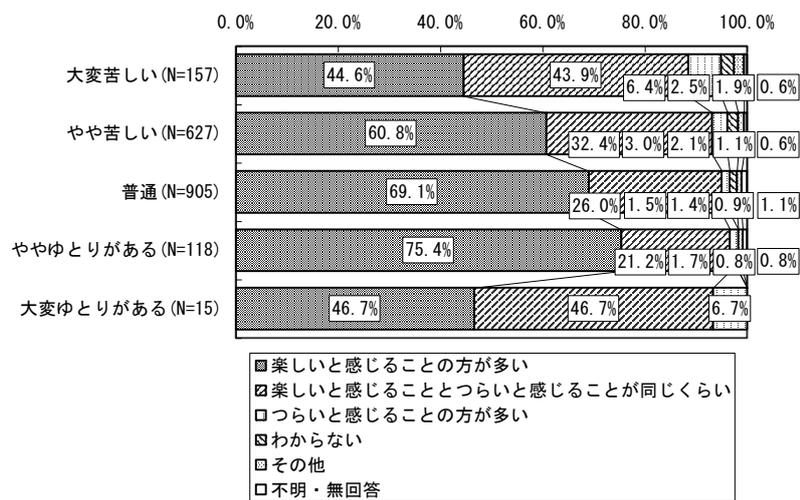
【小学生】



資料：小学生調査

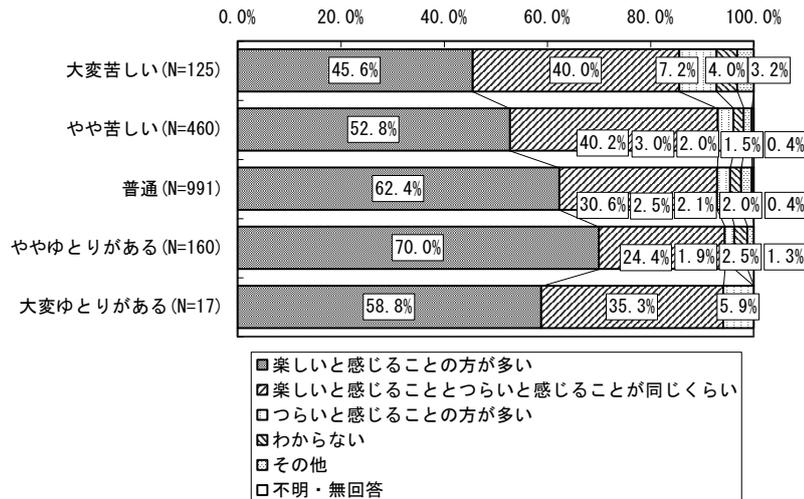
<クロス集計> 「暮らし向き」別に見た「子育てについて感じること」

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

【小学生】

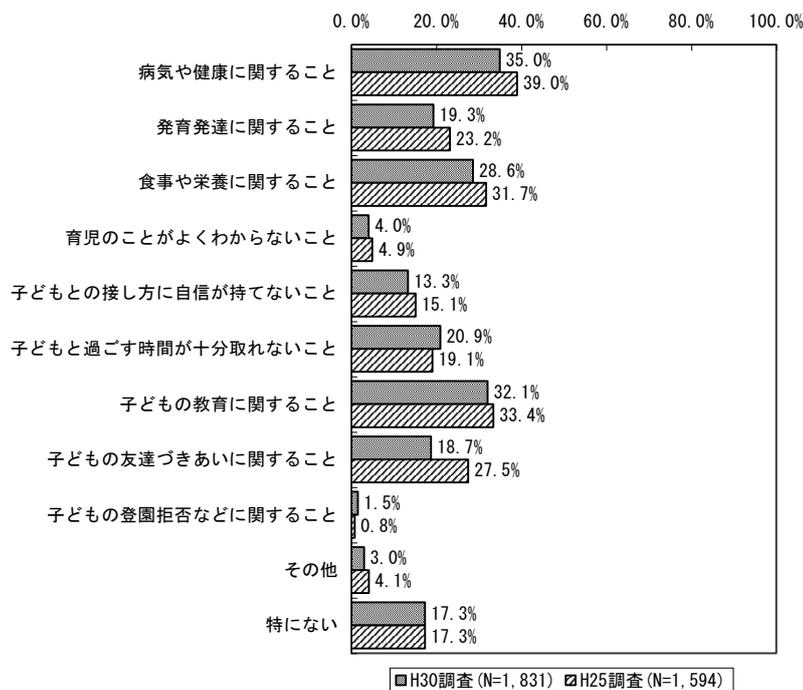


資料：小学生調査

②子育てに関する悩み（子どもに関すること）（複数回答）

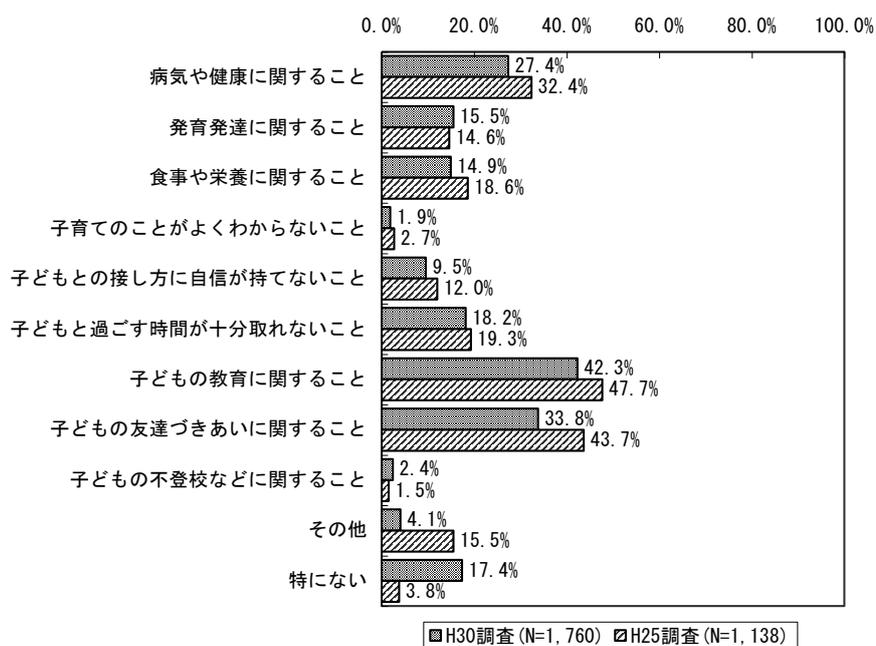
子育てに関して、子どものことで日常的に悩んでいること、気になることは、就学前児童では「病気や健康に関すること」が35.0%で最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が32.1%と続いています。また、小学生では、「子どもの教育に関すること」が42.3%で最も多く、次いで「子どもの友達つきあいに関すること」が33.8%と続き、主学前児童、小学生ともに、5年前調査とおおむね同様の傾向となっています。

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

【小学生】

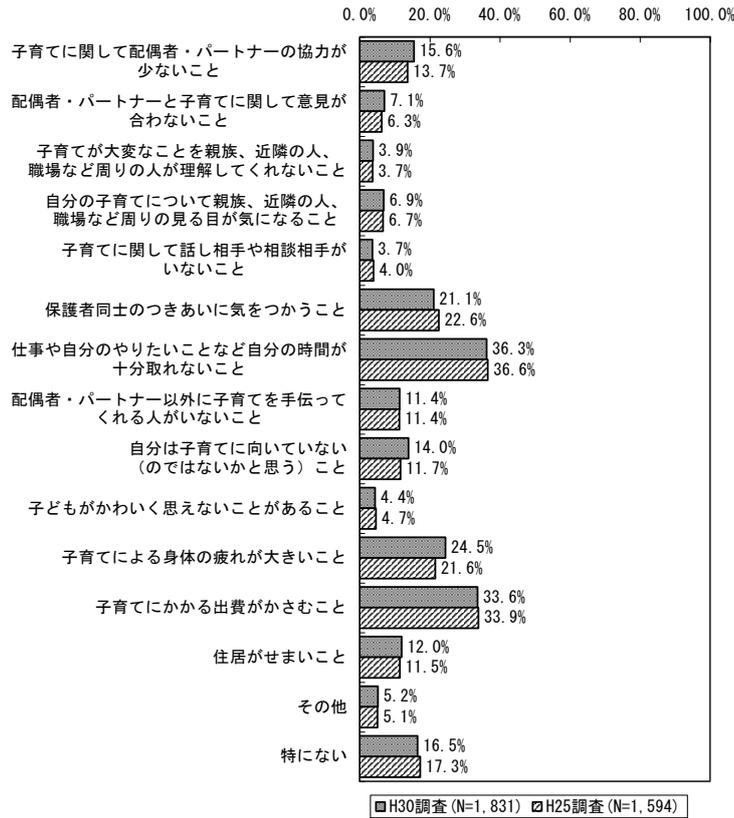


資料：小学生調査

③子育てに関する悩み（自分自身に関すること）（複数回答）

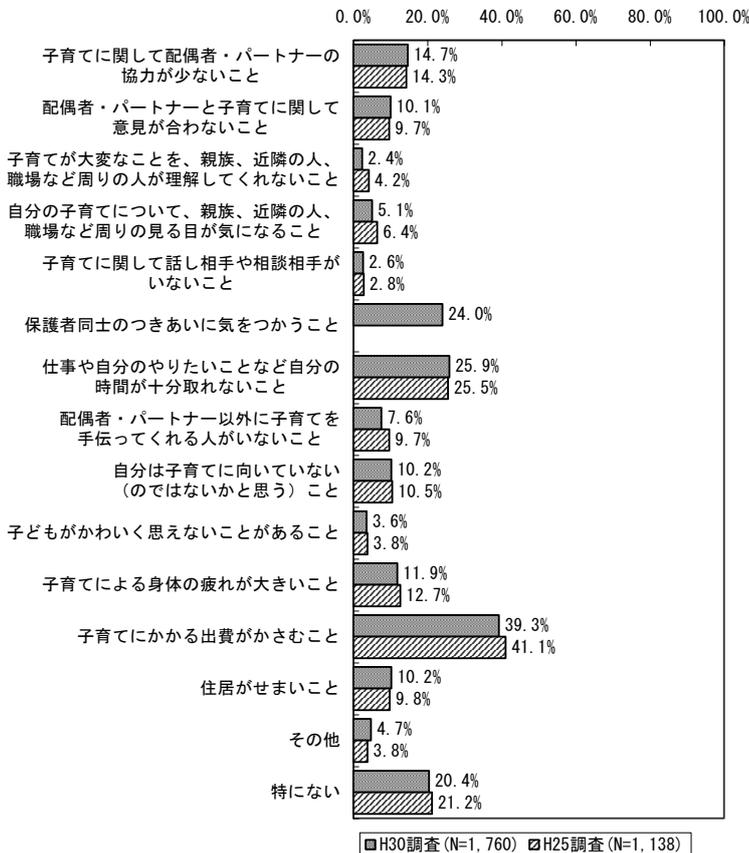
子育てに関して、自分自身のことでも日常的に悩んでいること、気になることは、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」が36.3%で最も多く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」が33.6%と続いています。また、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が24.5%で、5年前調査と比べ上昇しています。一方小学生では、「子育てにかかる出費がかさむこと」が39.3%で最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」が25.9%と続いております。5年前調査とおおむね同様の傾向となっています。

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

【小学生】



資料：小学生調査

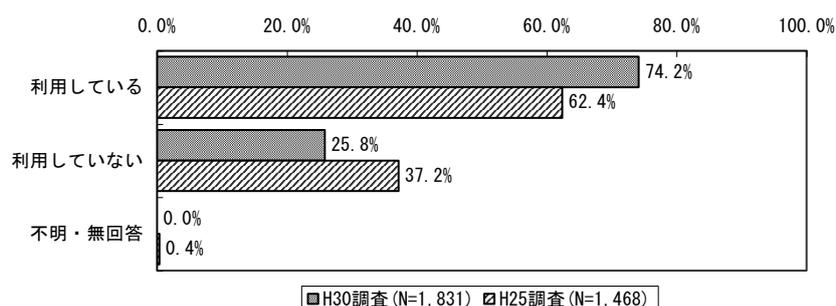
(4) 子育て支援サービス等の利用意向

①子育て支援サービス等の利用状況と利用意向（就学前児童）

平日に幼稚園や保育所等の子どもを預かる施設やサービスを定期的に「利用している」が74.2%となっており、5年前調査と比べて増加しています。

現在利用している子育て支援サービスは、「認可保育所」が46.2%で最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」が17.8%、「幼稚園+預かり保育（通常の就園時間に加えて、時間を延長し、定期的に預かり保育も利用している）」が13.6%となっています。

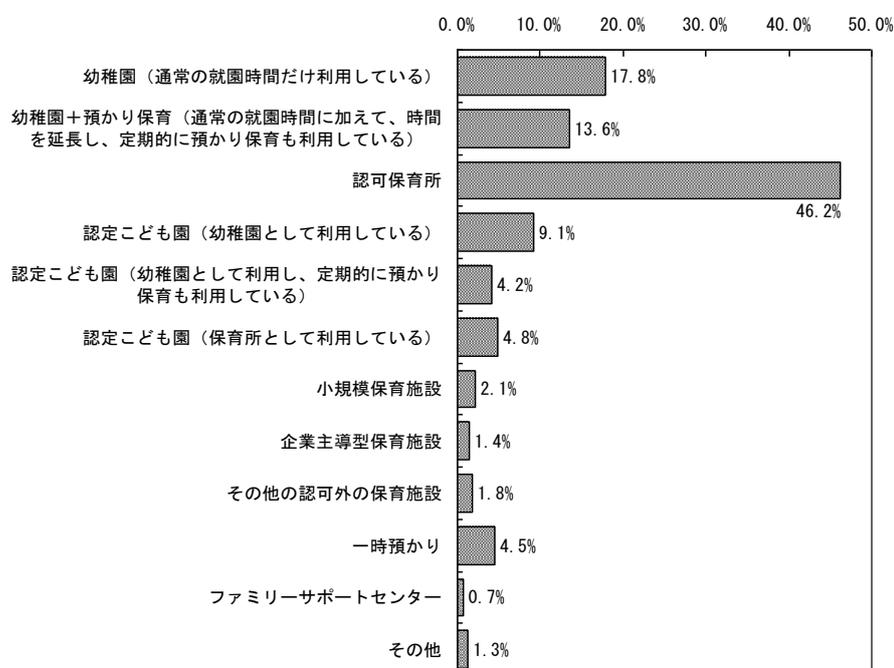
ア サービス利用の有無



資料：就学前児童調査

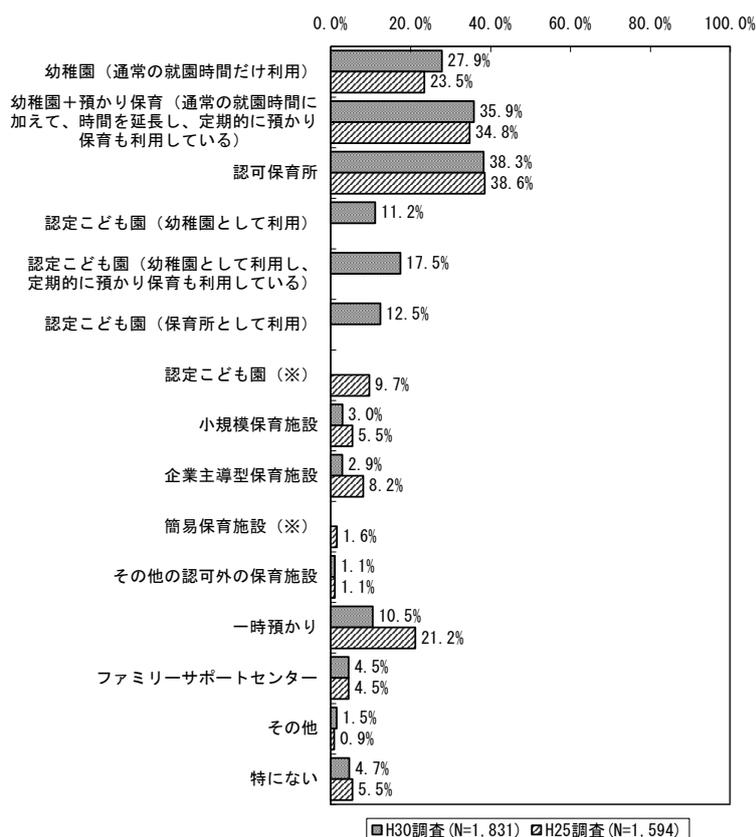
イ 現在平日に利用している施設やサービス（複数回答）

(N=1,358)



資料：就学前児童調査

ウ 平日に利用したい施設やサービス（複数回答）

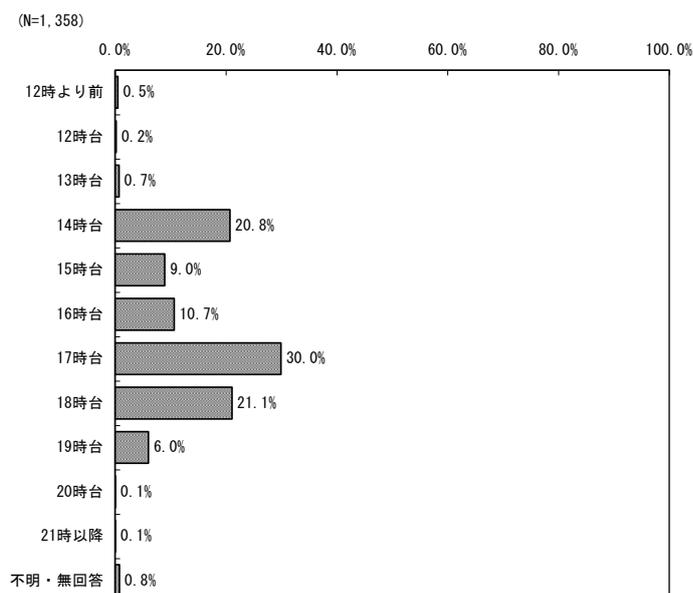


資料：就学前児童調査

※平成 30 年度調査には「認定こども園」「簡易保育施設」の選択肢は設定していません。また、「認定こども園（幼稚園として利用している）」、「認定こども園（幼稚園として利用し、定期的に預かり保育も利用している）」「認定こども園（保育所として利用している）」は平成 30 年度調査で新たに設定しました。

※「企業主導型保育施設」の平成 25 年度調査欄は「事業所内保育施設」の数値を記載しています。

エ 現在平日に利用している施設やサービスの利用終了時間

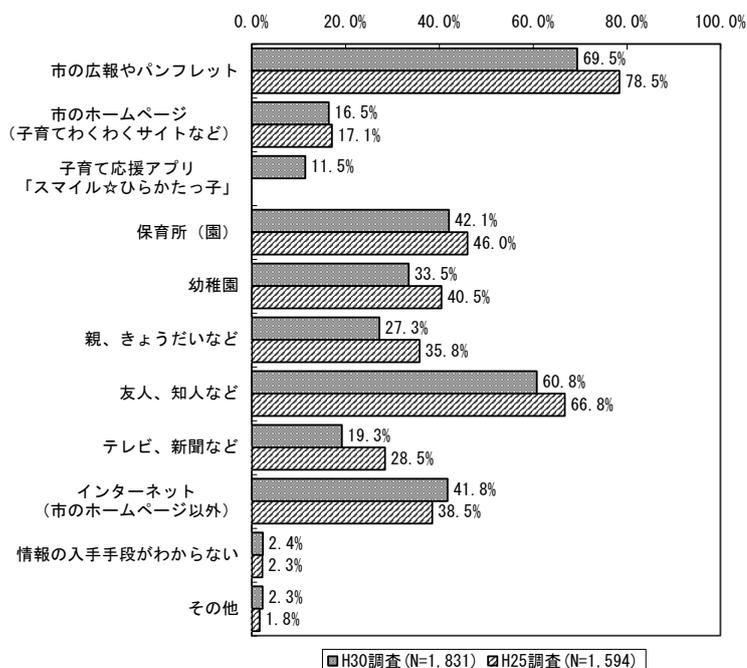


資料：就学前児童調査

②子育てに関する情報の入手方法（複数回答）

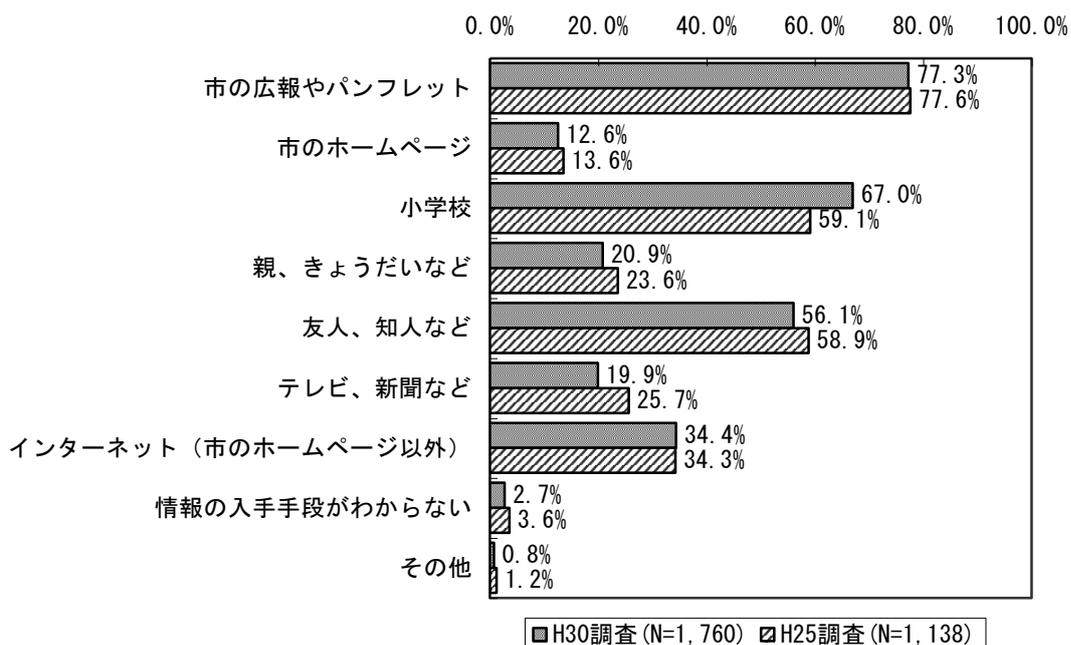
子育てに関する情報の入手方法は、就学前児童では「市の広報やパンフレット」が69.5%で最も多くなっていますが、5年前調査と比べて減少しています。また、新たに運用を開始した子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」は11.5%となっています。一方、小学生では、「市の広報やパンフレット」が77.3%で最も多くなっています。次いで「小学校」が67.0%と、5年前調査と比べて増加しています。

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

【小学生】

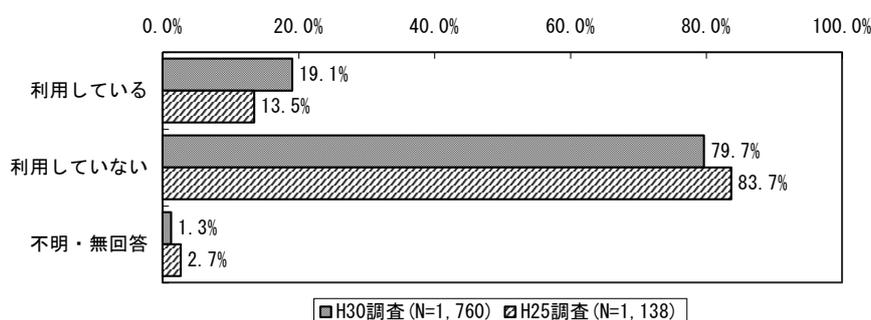


資料：小学生調査

(5) 留守家庭児童会室等の利用について（小学生調査）

①留守家庭児童会室の利用状況

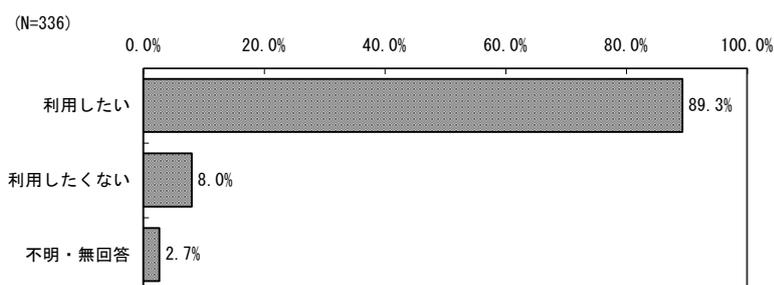
平日に、現在留守家庭児童会室を「利用している」が19.1%で、5年前調査と比べて増加しています。



資料：小学生調査

②放課後子ども教室の利用意向

全ての子どもを対象に、小学校の空き教室や校庭等を利用して放課後の居場所を提供する「放課後子ども教室」の利用意向については、「利用したい」が89.3%と大半をしめています。

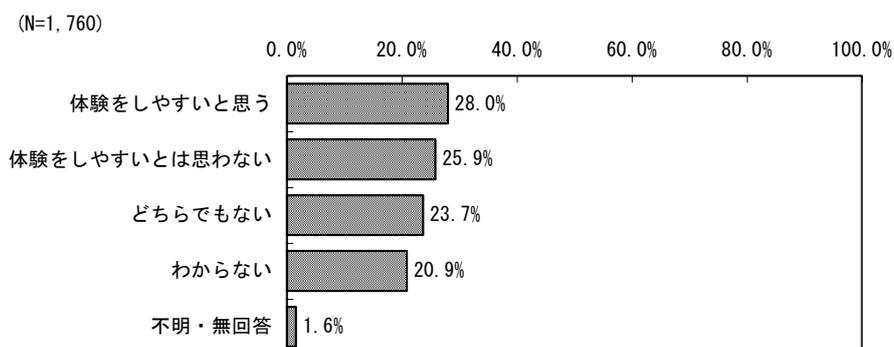


資料：小学生調査

(6) 行政サービスへの要望

①子どもにとって自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であるか

本市の環境として、子どもにとって自然、社会、文化などの「体験をしやすいと思う」は28.0%となっており、「体験をしやすいとは思わない」を若干上回っています。

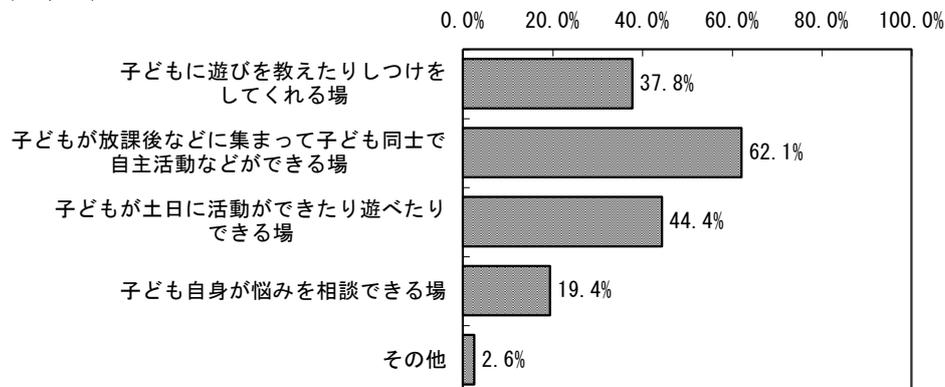


資料：小学生調査

②身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる場として望ましいもの（複数回答）

子ども同士が交流できる場として「子どもが放課後などに集まって子ども同士で自主活動などができる場」が62.1%で最も多く、次いで「子どもが土日に活動ができたり遊べたりできる場」が44.4%となっています。

(N=1,760)

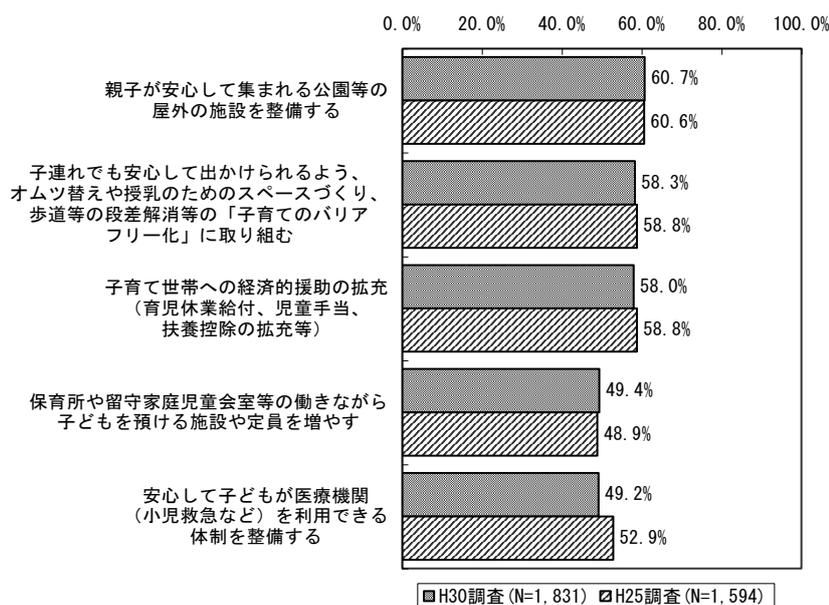


資料：小学生調査

③充実してほしい子育て支援策（上位5項目）（複数回答）

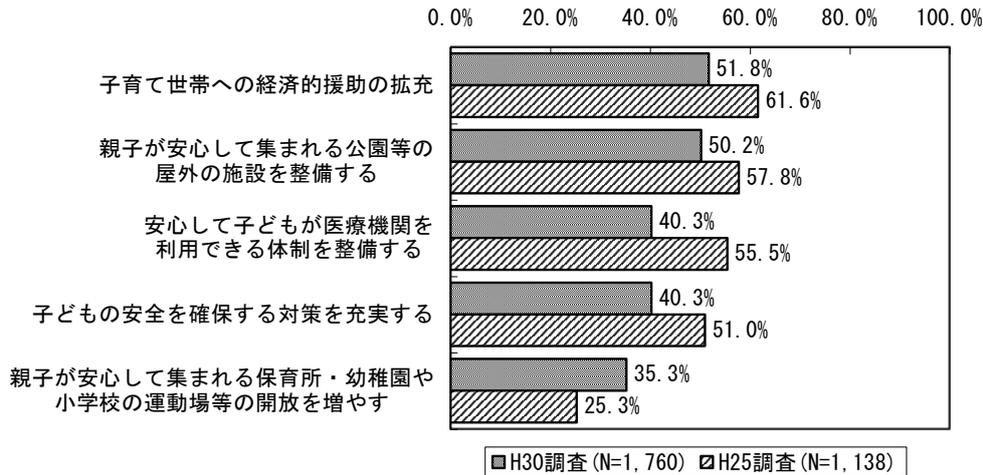
就学前児童の保護者が行政に対して充実を図ってほしい支援策は、「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」が60.7%と最も多く、その他の項目も含めて5年前調査とほぼ同様の結果となっています。その中で、「保育所や留守家庭児童会室等の働きながら子どもを預ける施設や定員を増やす」が49.4%で、若干増加し、順位を上げています。一方、小学生の保護者が充実してほしいと望む支援策は、「子育て世帯への経済的援助の拡充」が51.8%と最も多くなっています。その他の項目も含めて、全体的に回答割合が下がっていますが、5年前調査と同じ順位で項目が並んでいます。

【就学前児童】



資料：就学前児童調査

【小学生】



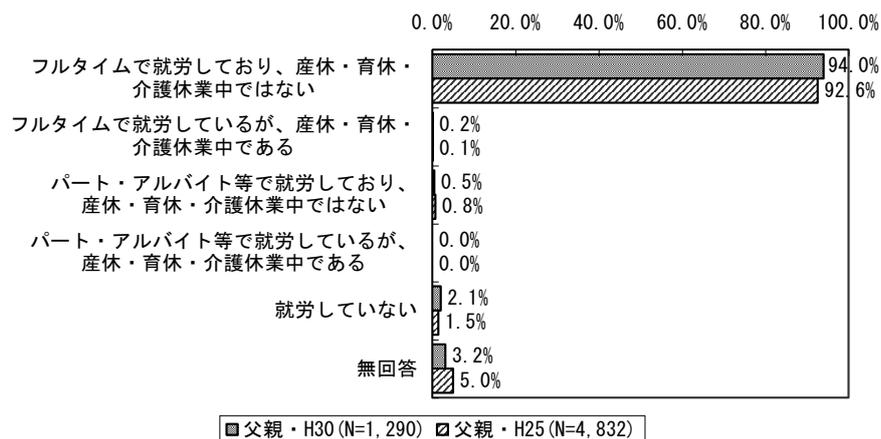
資料：小学生調査

(7) 幼稚園における預かり保育の利用状況（幼稚園児調査）

① 幼稚園児保護者の就労状況

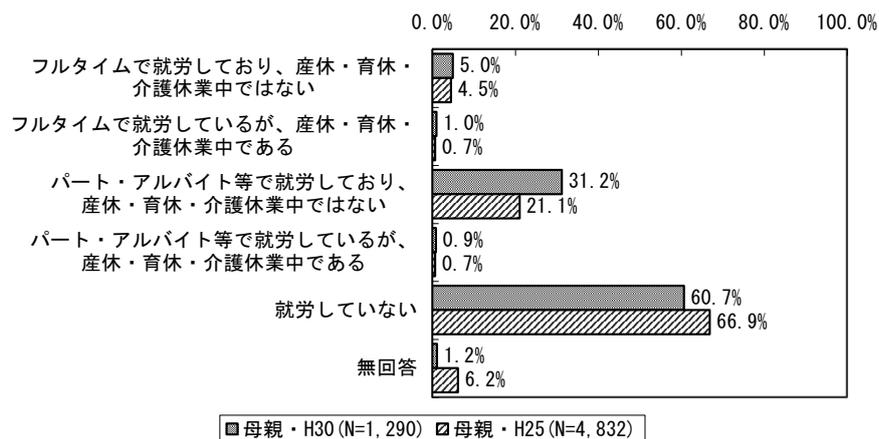
父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が94.0%で、5年前調査と同様にほぼすべてを占めています。母親の就労状況をみると、「就労していない」60.7%で最も多くなっていますが、5年前調査と比べて「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が31.2%で、増加しています。

ア 父親の就労状況



資料：幼稚園児調査

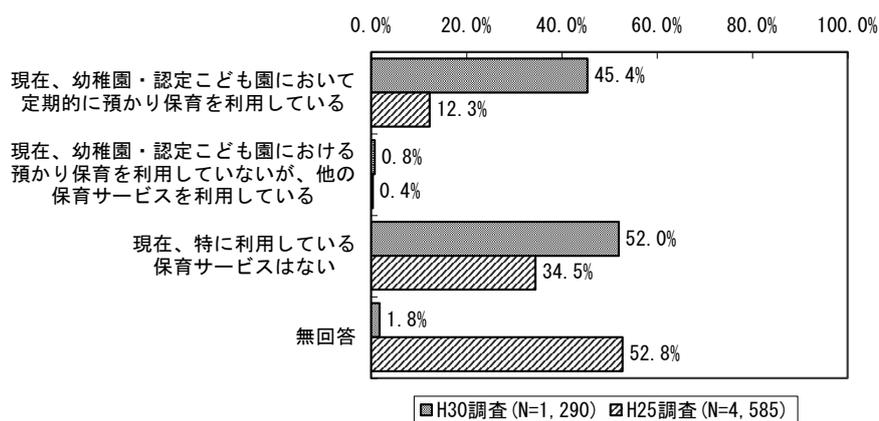
イ 母親の就労状況



資料：幼稚園児調査

②幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用状況

幼稚園、認定こども園における預かり保育の利用状況をみると、「現在、幼稚園・認定こども園において定期的に預かり保育を利用している」が45.4%となっており、5年前調査と比べ増加しています。



資料：幼稚園児調査

第3章 第1期計画における取り組みの評価と今後の課題

平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴い、本市では、第1期の子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。計画策定後においては、毎年度、庁内において各関連事業の実績の把握や今後の方向を整理するとともに、外部の評価会議（枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会）において評価をいただきながら、進行管理を行ってきました。

第1期計画においては、6つの施策目標ごとにさまざまな取り組みを進めてきましたが、第2期計画期間においても、少子化や家庭児童相談の増加のほか、女性就業率の増加、家庭と地域とのつながりの希薄化など、子どもをとりまく環境が変化する中で、引き続き、児童虐待防止の取り組みの強化や待機児童対策の推進などに取り組んでいく必要があります。

【参考】 第1期計画における「基本方向（Ⅰ～Ⅲ）」と「施策目標（1～6）」

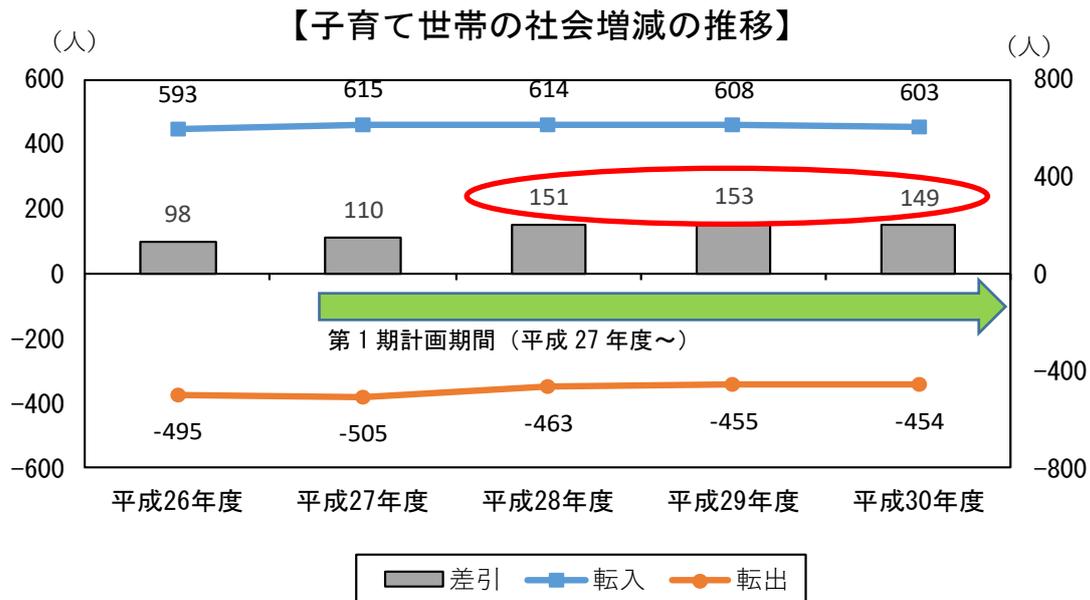
- Ⅰ 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり
 - 1 子どもの生きる力を育む環境の整備
 - 2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備
- Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり
 - 3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進
 - 4 地域における子育ての相談・支援
 - 5 子育てと仕事の両立支援
- Ⅲ 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり
 - 6 子どもの人権擁護の推進

第1期計画の評価として、「第1期計画期間における取り組みの実績」や「第2期計画における主な課題」については、わかりやすく記載する観点から、「第4章 施策の推進方向」の項目において、施策目標ごとに個別に示すこととし、ここでは、第1期計画に基づき、さまざまな子ども・子育て支援策を進めたことによる各施策目標を超えた取り組みの評価として、子育て世帯の社会増減（転入・転出）や子ども・子育て施策に対する市民満足度の推移を記載するとともに、第2期計画期間において課題として認識すべき主な項目を示します。

1. 第1期計画における取り組みの評価

① 子育て世帯の社会増減（転入・転出）の推移

本市における人口や世帯数の転入と転出による社会増減については、転出数が転入数を上回る社会減が続いています。しかしながら、下表のとおり、子育て世帯のみをみると、継続して社会増となっており、特に、第1期計画の期間中の平成28年度以降、約150世帯の社会増が続いている状況であり、子育て世帯から「選ばれるまち」となる流れをつくっています。



※ここでの子育て世帯は、世帯主の年齢が20歳から44歳までで、かつ子どものいる夫婦世帯としています。

② 子ども・子育て施策に対する市民満足度の推移

本市の「第5次枚方市総合計画」の基本計画(期間:平成28年度～令和9年度)においては、重点的に進める施策として「安心して子どもを産み育て、健やかな成長と学びを支えるまちをつくる」を掲げています。

総合計画の進捗管理においては、各分野の施策の取り組みの進捗を把握するため、市民意識調査(満足度調査)を実施しており、子ども・子育て支援に関連する施策の市民満足度調査の推移については、以下のとおりとなっています。

① 安心して妊娠・出産できる環境が整っていると感じている市民の割合

平成27年 37.3% ⇒ 令和元年 (算出中)%

② 安心して子育てできる環境が整っていると感じている市民の割合

平成27年 37.9% ⇒ 令和元年 (算出中)%

③ 子どもたちへの教育環境が充実していると感じている市民の割合

平成27年 35.3% ⇒ 令和元年 (算出中)%

2. 第2期計画において認識すべき主な課題

(1) 児童虐待やいじめの深刻化

児童虐待の深刻な事件が後を絶たない中、令和元年に、改正児童虐待防止法（略）が成立するなど、児童虐待防止に向けた体制強化が求められています。また、全国のいじめの認知件数は小学校を中心に増加傾向で過去最多を更新しており、引き続き、行政・学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

(2) 子どもの貧困問題

子どもの貧困が社会問題となるなか、令和元年に、改正子どもの貧困対策推進法（略）が施行され、市町村において子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされるなど、より効果的な子どもの貧困対策が求められており、行政や関係機関、地域が連携し、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげる体制整備が求められています。

(3) 少子化の進行

全国的に少子化が進むなか、本市の合計特殊出生率は、全国や大阪府よりも依然として低い状況となっています。少子化に歯止めをかけるため、子どもを安全に安心して生み育てられるよう、出産・育児の経済的な負担軽減や相談支援のほか、子育て家庭の交流の場の提供や、学校教育の充実など、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を進めていくことが求められています。

(4) 障害のある子どもへの支援ニーズの増加

障害児に対する支援サービスの利用実績が増加傾向にあるなど、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援ニーズが高まるなか、障害のある子ども等への教育・保育や在宅支援の充実のほか、早期発見・早期支援に努め、切れ目なくフォローができる支援体制が求められています。

(5) 外国籍の子ども等への支援ニーズの増加

平成31年度から、改正出入国管理法（略）が施行され、本市においても、引き続き外国人人口が増加することが見込まれます。このようななか、外国籍や長く外国に居住していたなどの理由で、日本と異なる言語・文化・慣習で育った子どもやその家庭に対し、日本語習得のための機会の提供や、教育・保育の場における支援の充実が必要です。

(6) 保育需要の増加

女性就業率が上昇傾向にあることや、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化などの影響により、本市の保育需要は、引き続き増加することが見込まれます。平成31年4月には、国基準に基づく待機児童数ゼロを達成しましたが、本市がめざす通年の待機児童ゼロに向けて、引き続き待機児童対策の強化が求められています。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の実現主体

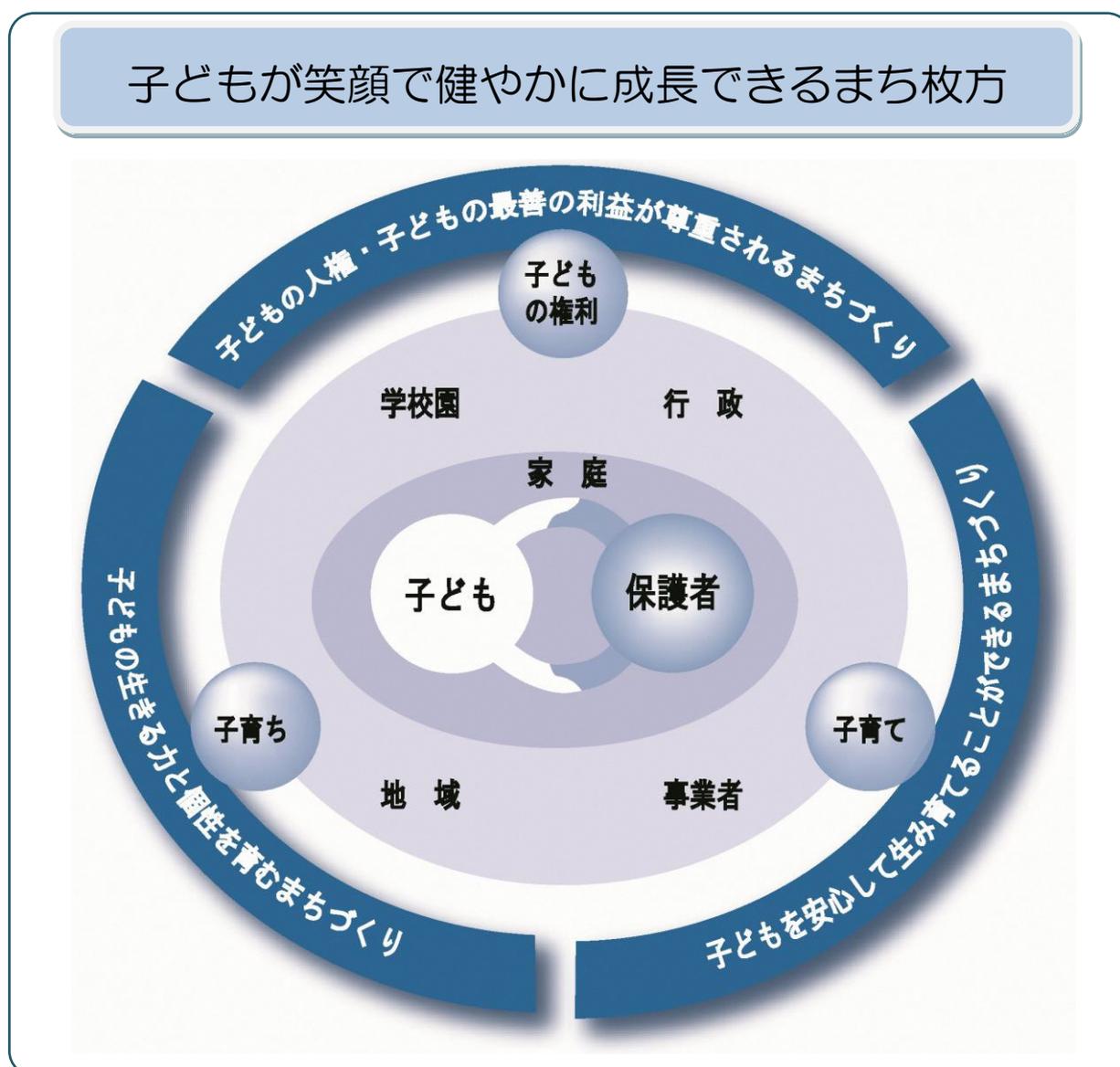
計画の実現主体については、子どもが笑顔で健やかに成長できるよう、計画の中心となる家庭はもとより、社会全体で支援していく必要があります。家庭、行政、学校園、地域、事業者などすべての人が計画の実現主体として、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協力することで、効果的な計画の推進を目指します。



2. 基本理念

計画の基本理念については、子育て支援ニーズがますます多様化する中であっても、一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、第1期計画を引継ぎ、普遍的なものとして、『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現を目指します。

この基本理念の実現に向け、子どもの生きる力と個性を育み、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めるとともに、一人ひとりの子どもをひとりの人間として、子どもが持つ権利や自由を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮してまちづくりを進めます。



3. 基本方向と施策目標

少子化や核家族化、家庭と地域とのつながりの希薄化のほか、児童虐待の深刻化や障害のある子どもへの支援ニーズの高まりなど、子どもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中で、計画の基本理念である『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現を目指し、以下のとおり、「3つの基本方向」と「7つの施策目標」を定め、取り組みを推進します。

なお、基本方向と施策目標の体系については、概ね第1期計画を引き継ぎますが、「基本方向Ⅰ．子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり」（第1期計画では、基本方向Ⅲ）については、すべての子ども・子育て支援施策の基本であり、他の2つの基本方向を推進していく上で前提となることから、基本方向の順序を最初に移行しました。

また、第2期計画から、本計画を子どもの貧困対策計画として位置付けることから、「施策目標2 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進」を追加するなどの見直しを行いました。

基本方向Ⅰ．子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

【基本方向Ⅰの取り組み】

児童虐待、いじめなどの問題、また、子どもの生活や成長にさまざまな影響を及ぼす子どもの貧困問題など、子どもを取り巻く課題が深刻化する中で、子どもを保護の対象としてのみとらえるのではなく、子ども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重し、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などを定めた「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて、具体化を図っていく必要があります。

そこで、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮することを、すべての子ども・子育て支援施策の基本として、まちづくりを推進します。

基本方向Ⅱ．子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

【基本方向Ⅱの取り組み】

少子化により、子どもの数や家庭における兄弟姉妹の数が減少し、異年齢の中で育つ機会も減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も大きく変化し、子どもの自主性や社会性が育まれにくくなっています。

そこで、子育てについての第一義的な責任は保護者が有するという基本認識を前提としつつ、子どもの特性に応じて、調和のとれた一人の人間として、将来にむけ自己を確立するために、自ら考え判断する力や、豊かな人間性、健康と体力を備えた生きる力、個性や創造性を発揮する力を、家庭、行政、学校園、地域、事業者が相互に連携・協力し、社会全体で育む環境づくりを推進します。

基本方向Ⅲ. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

【基本方向Ⅲの取り組み】

核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化に伴い、家庭の子育て力や地域の子育て機能が低下しており、保護者の子育てに伴う負担や不安、孤立感が高まっています。また、近年の厳しい社会経済状況の影響から共働き世帯の増加や就労形態が多様化しています。

多様な家庭形態に配慮しつつ保護者の気持ちを理解し、親の育ちや子育てに喜びを感じることができるよう取り組みを進めます。また、医療・保健・福祉などさまざまな分野の関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、出産から子育てまで、仕事の両立支援ができるよう、子ども・子育て支援サービスの安定的な提供を行うなど、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを推進します。

施策目標1 子どもの人権擁護の推進

【施策目標1の取り組み】

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取り組みを進めます。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

施策目標2 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進

【施策目標2の取り組み】

すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、国の「子供の貧困対策に関する大綱」などを踏まえながら、子育て家庭への経済的な負担軽減や、学習支援、相談支援などさまざまな分野の施策を横断的かつ重層的に活用することで、子どもの貧困対策を総合的に取り組みます。

また、教育と福祉の連携や、地域や関係機関等との連携により、支援を必要とする家庭やその子どもをより早期に把握し、家庭や子どもが置かれている状況に応じた適切な支援が届けられる体制整備を進めます。

施策目標3 子どもの生きる力を育む環境の整備

【施策目標3の取り組み】

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。

また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援ニーズが高まる中、学校園や保育所（園）、専門的な支援を行う療育施設等により、支援の充実を図ります。また、生きていく上での基本である食育などを推進します。

施策目標4 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

【施策目標4の取り組み】

都市化が進み、かつて子どもたちの遊び場や自然と接する機会などが減少している中で、学校園施設の活用も図りながら、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。

また、スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境を整えるよう努めます。

施策目標5 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

【施策目標5の取り組み】

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

また、子どもの外出時の安全のため、道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進するとともに、外国籍の子ども等への支援など、さまざまな環境にある子育て家庭に対し柔軟に支援できるよう努めます。

施策目標6 地域における子育ての相談・支援

【施策目標6の取り組み】

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、学校園、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

さらに、子育て支援等に関する情報について、情報通信技術の進展なども踏まえた効果的な提供を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

施策目標7 子育てと仕事の両立支援

【施策目標7の取り組み】

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園などによる待機児童の計画的な解消を図ります。さらに、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。また、留守家庭児童会室の多様化する利用ニーズに対応できるよう、効果的・効率的な環境整備に取り組みます。

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取り組みを進めます。

4. 計画の体系

基本理念

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方

基本方向

I. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

施策目標

1. 子どもの人権擁護の推進

推進方向

- 1- (1) 人権教育の推進
- 1- (2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進
- 1- (3) いじめなどに対する取り組みの推進
- 1- (4) 不登校に対する取り組みの推進
- 1- (5) 非行等の問題行動対策の推進

2. 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進

- 2- (1) 子どもの貧困対策の総合的な推進体制の整備
- 2- (2) 子どもの心身の健康を確保できる環境の充実
- 2- (3) 子どもの学習と就学の支援
- 2- (4) 保護者の就労と相談支援
- 2- (5) 子育てに対する経済的支援

II. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

3. 子どもの生きる力を育む環境の整備

- 3- (1) 幼児期の教育・保育の質の向上
- 3- (2) 小学校教育への円滑な接続の推進
- 3- (3) 豊かな心の育成の推進
- 3- (4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上
- 3- (5) 食育の推進
- 3- (6) 障害のある子ども等への支援の充実

4. 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

- 4- (1) 子どもの居場所づくりの推進
- 4- (2) 子どものスポーツ活動の推進
- 4- (3) 子どもの文化芸術活動の支援
- 4- (4) 子どもの国内外交流の推進
- 4- (5) 子どもの社会的活動の推進
- 4- (6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

Ⅲ. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

5. 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

- 5- (1) 妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援
- 5- (2) 子どもへの医療対策の充実
- 5- (3) ひとり親家庭の自立支援
- 5- (4) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備
- 5- (5) 外国籍の子ども等※への支援

※「外国籍の子ども等」・・・本人が外国籍である、日本で生まれ育ったが家族に外国籍の人がいる、日本国籍であるが長く外国に居住していた等の理由で、日本と異なる言語、文化、慣習のなかで育ってきた子どもを総称する言葉として用いています。

6. 地域における子育ての相談・支援

- 6- (1) 子育てに関する相談体制の充実
- 6- (2) 子育てに対する支援体制の充実
- 6- (3) 子育てに関する適切な情報提供の推進
- 6- (4) 子育て中の社会参加支援

7. 子育てと仕事の両立支援

- 7- (1) 多様な保育サービスの充実
- 7- (2) 放課後児童対策の充実
- 7- (3) 男女共同子育ての推進